

第3次日田市環境基本計画 (改訂案)

水と緑があふれる未来輝くまち～水郷ひた～

日 田 市
令和6年1月

目次

I. 計画の基本的事項	1
1. 計画の趣旨	2
(1) 計画の目的	2
(2) 計画の位置づけ	4
2. 計画の期間と対象範囲	5
(1) 対象期間	5
(2) 計画の対象	5
3. 計画の推進と進捗管理	6
II. 基本理念と環境像	7
(1) 基本理念	8
(2) 目標とする環境像	8
III. 施策の柱と基本施策	9
(1) 施策の柱の考え方	10
(2) 取組の施策体系	11
(3) 計画推進に向けた各主体の役割（環境行動指針）	12
(4) 基本施策	16
施策の柱 i. 地域資源を活かすまち～水郷ひたづくりの推進～	16
施策の柱 ii. 自然と共生するまち	25
施策の柱 iii. 脱炭素・循環型のまち	30
施策の柱 iv. 環境活動を実践するまち	36
IV. 重点プロジェクト	39
資料編	41
1. 環境に関する市民意識調査	42
2. 平成 30 年度日田市市民意識調査	47
3. 用語解説	49

I. 計画の基本的事項



写真：井上 旭氏

I. 計画の基本的事項

1. 計画の趣旨

(1) 計画の目的

日田市では、平成 13 (2001) 年 3 月に日田市環境保全条例第 14 条第 1 項に基づき、環境保全及び創造に関する目標や施策の基本的方向を示し、総合的かつ計画的に推進することを目的とした日田市環境基本計画を策定しました。その計画期間の終了に伴い、第 2 次日田市環境基本計画を平成 23 (2011) 年 3 月に策定し、国の動向や社会情勢等を反映した中間見直しを行いながら、環境に関する施策を推進してきました。

その後、世界的に気候変動問題や海洋プラスチック問題が深刻化するとともに、環境・経済・社会の三側面が関連し複雑化した課題に対応し、持続可能な世界を実現するための「持続可能な開発目標 (SDGs)」の考え方が浸透してきています。

このような中、国においては、地域の活力を活性化させることによる持続可能な自立・分散型の地域社会である地域循環共生圏を目指す「第五次環境基本計画」が平成 30 (2018) 年 4 月に閣議決定され、同年 12 月には「気候変動適応法」が施行されました。さらに、令和 2 (2020) 年 10 月に 2050 年カーボンニュートラル宣言が表明され、続けて 11 月に国会において「気候非常事態宣言」が決議されるなど、脱炭素社会の実現へ向けた動きが加速しています。

これらの状況を踏まえ、環境施策に SDGs の視点を取り入れ、受け継がれてきた「水郷ひた」と呼ばれる恵まれた自然環境を守り、環境と共生する持続可能なまちづくりを推進するため、令和 3 (2021) 年度から令和 9 (2027) 年度までの第 3 次日田市環境基本計画の策定を行うものです。

●持続可能な社会の実現に向けて

平成 27 (2015) 年 9 月に国連サミットにおいて、持続可能な世界を実現させるための取組として「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。これは、先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会の普遍的な目標で、その中核となる SDGs は、17 のゴール (目標) と 169 のターゲットから構成されています。

国においても平成 28 (2016) 年 5 月に「持続可能な開発目標 (SDGs) 推進本部」が設置され、同年 12 月に「SDGs 実施指針」を決定し、SDGs の実現に積極的に取り組んでいます。

この実施指針は令和元 (2019) 年 12 月に改定され、全国の地方自治体及びその地域で活動するステークホルダーの積極的な取り組みの推進による SDGs の一層の浸透・主流化への期待、地方自治体における SDGs を原動力とした地方創生推進への期待が記載されています。

そこで、本計画においても各施策に関連する SDGs のゴールを明確にし、持続可能な社会の実現に貢献していきます。



[資料：国際連合広報センターホームページより]

図 1 SDGs の 17 のゴール

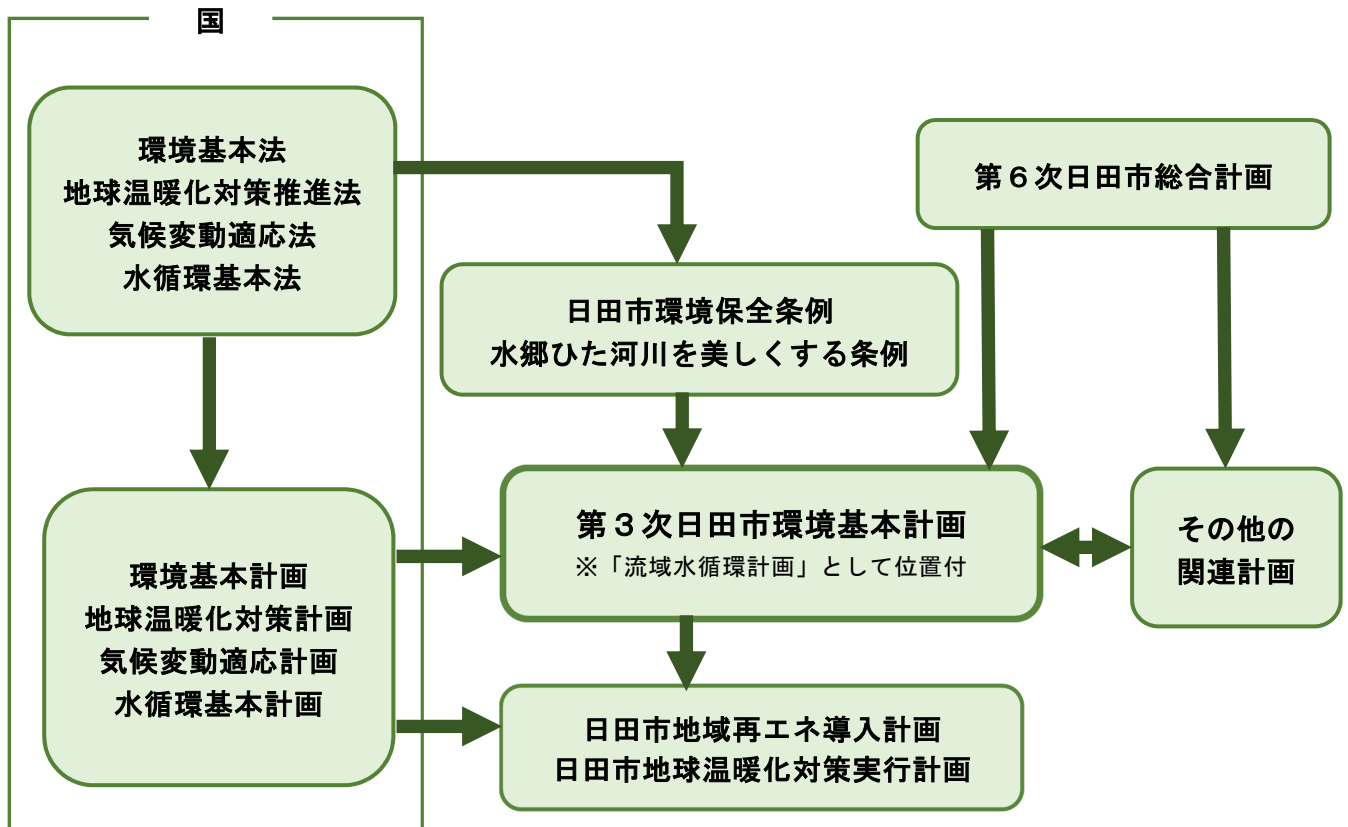
表 1 SDGs の 17 のゴール

ゴール 1 貧困	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	ゴール 10 不平等の 是正	各国内及び各国間の不平等を是正する
ゴール 2 飢餓	飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	ゴール 11 安全な都市	包摂的で安全かつレジリエントで持続可能な都市及び人間居住を実現する
ゴール 3 健康な生活	あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	ゴール 12 持続可能な 生産・消費	持続可能な生産消費形態を確保する
ゴール 4 教育	全ての人々への包摂的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯教育の機会を促進する	ゴール 13 気候変動	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
ゴール 5 ジェンダー 平等	ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女子のエンパワーメントを行う	ゴール 14 海洋	持続可能な開発のために海洋資源を保全し、持続的に利用する
ゴール 6 水	全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	ゴール 15 生態系・森林	陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・防止及び生物多様性の損失の阻止を促進する
ゴール 7 エネルギー	全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーへのアクセスを確保する	ゴール 16 法の支配	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会の促進、全ての人々への司法へのアクセス提供及びあらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度の構築を図る
ゴール 8 雇用	包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用とディーセント・ワーク（適切な雇用）を促進する	ゴール 17 パートナ ーシップ	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
ゴール 9 インフラ	レジリエントなインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの拡大を図る		

(2) 計画の位置づけ

本計画は、第6次日田市総合計画における環境部門の総合計画として位置づけられ、環境分野に関する各種計画や施策を立案する上で基本となる計画です。

また、本計画は、「水循環基本法」に基づく「流域水循環計画」に位置付けられます。



2. 計画の期間と対象範囲

(1) 対象期間

本計画の計画期間は、第6次日田市総合計画の計画期間との整合性を図るため、令和3（2021）年度から令和9（2027）年度までの7年間とします。

なお、本計画では前期3年間の重点プロジェクトを定めることとし、社会経済状況等の変化を踏まえ、令和5（2023）年度中に中間見直しを行い、令和9（2027）年度までの後期4年間の重点プロジェクトを定めます。

令和3年度 2021	令和4年度 2022	令和5年度 2023	令和6年度 2024	令和7年度 2025	令和8年度 2026	令和9年度 2027
第6次日田市総合計画						
第3次日田市環境基本計画						
前期重点プロジェクト			後期重点プロジェクト			

図3 対象期間

(2) 計画の対象

対象地域は、日田市全域とします。また、対象とする分野は下記のとおりです。

- 自然環境(緑、河川・水辺、生物多様性等)
- 地球環境(地球温暖化、気候変動、廃棄物、リサイクル等)
- 生活環境(大気、水質、土壌、騒音、振動、悪臭等)
- 環境配慮(環境学習、自主的活動、参加・協働等)

3. 計画の推進と進捗管理

環境基本計画に基づく取組について、PDCAサイクルの手法で報告・評価を行います。市は、施策の柱ごとの進捗状況を日田市環境審議会に報告し、意見を求めます。環境審議会からの意見を踏まえ、さらに計画の展開に反映させます。

また、毎年度改定する環境白書において進捗状況を管理し公表を行い、市民等から意見を求め、さらなる施策の推進・改善を図ります。

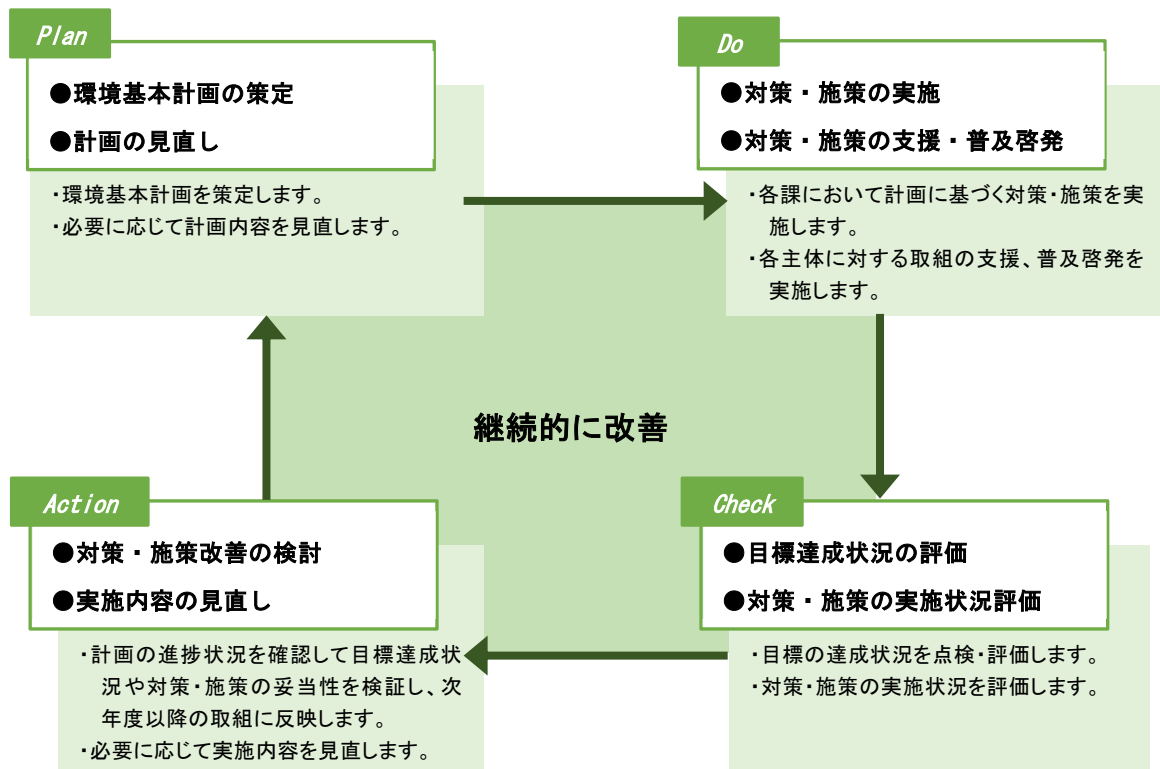
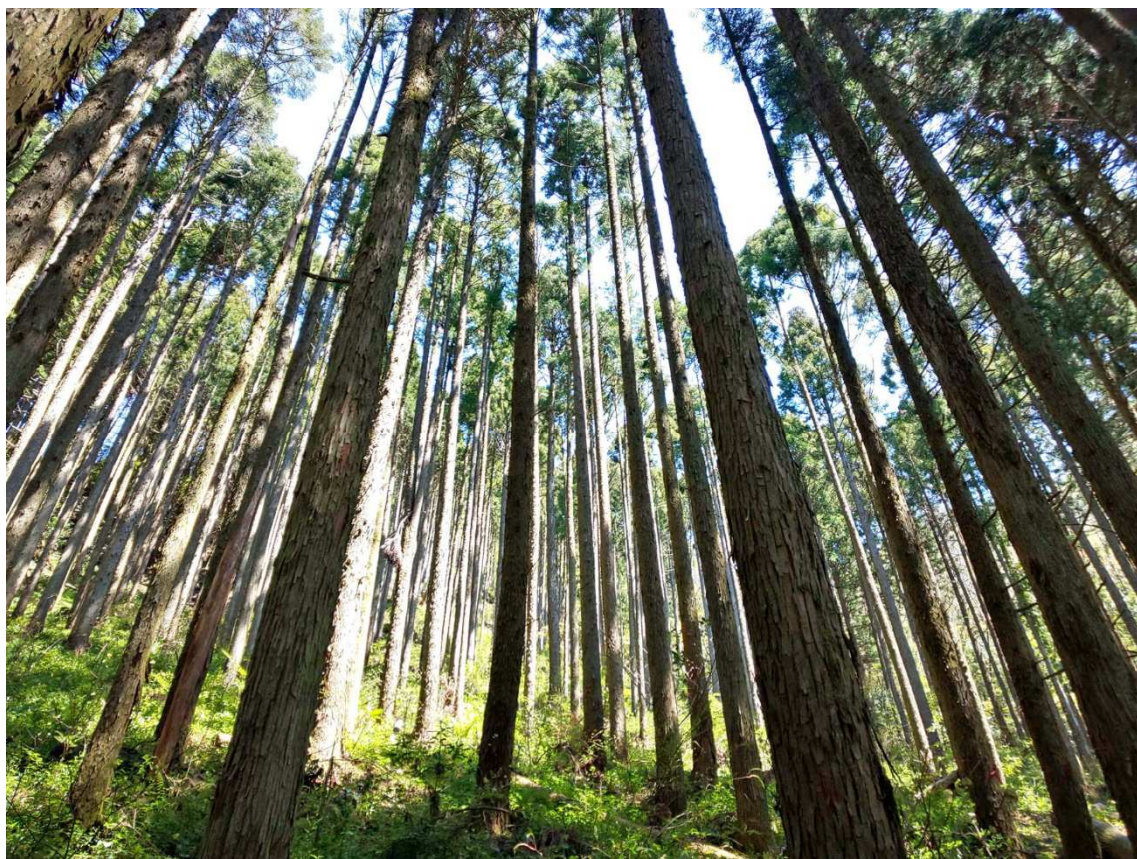


図4 PDCAサイクルによる進行管理

Ⅱ. 基本理念と環境像



写真：井上 旭氏

Ⅱ. 基本理念と環境像

(1) 基本理念

本計画における基本理念を次のとおり設定します。

a) 「水」と「緑」の再生による「水郷ひた」の創造

本市は、盆地の自然、特に、水と緑に支えられて発展してきました。

しかしながら、経済の発展や社会構造の変化に伴い、本市の環境資源の持つ機能や価値が低下しつつあります。

このような環境資源の現状を踏まえ、水と緑の再生を通じて水が生まれ緑が育つまち「水郷ひた」を創造し、未来の世代に引き継いでいきます。

b) 持続可能な地域循環共生圏の構築

水と緑の保全と活用を両面から推進することによって、本市の環境・経済・社会の統合的向上を目指します。

そして、脱炭素社会を目指して、限りある資源やエネルギーを有効に活用し、未来の世代に引き継ぐことのできる持続可能な地域循環共生圏を構築します。

また、筑後川の上流域に位置する自治体として、筑後川流域圏の自治体や関係団体との交流・連携を深めることによって、お互いの環境・経済・社会の統合的向上を目指します。

c) 市民・事業者・行政の協働の促進

本市の環境及び地球環境についてみんなで考え、施策の立案や推進に対して市民・事業者・行政の各主体が協働で取り組みます。

(2) 目標とする環境像

基本理念に基づき、本市の目標とする環境像は

『水と緑があふれる未来輝くまち ～水郷ひた～』

とします。

Ⅲ. 施策の柱と基本施策



写真：井上 旭氏

Ⅲ. 施策の柱と基本施策

(1) 施策の柱の考え方

本計画では、第2次日田市環境基本計画改定版の施策の柱を下記のとおり再構築します。

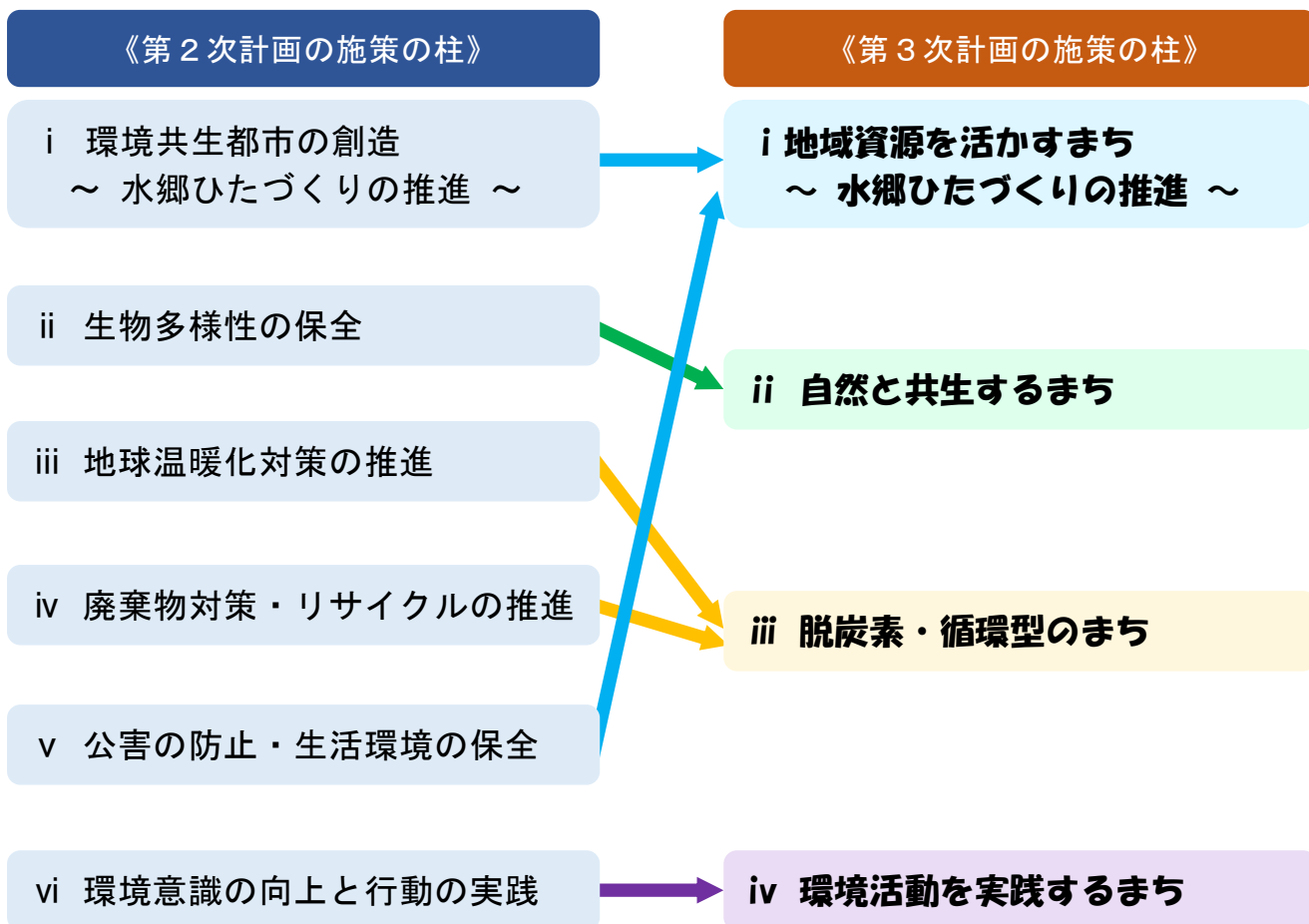
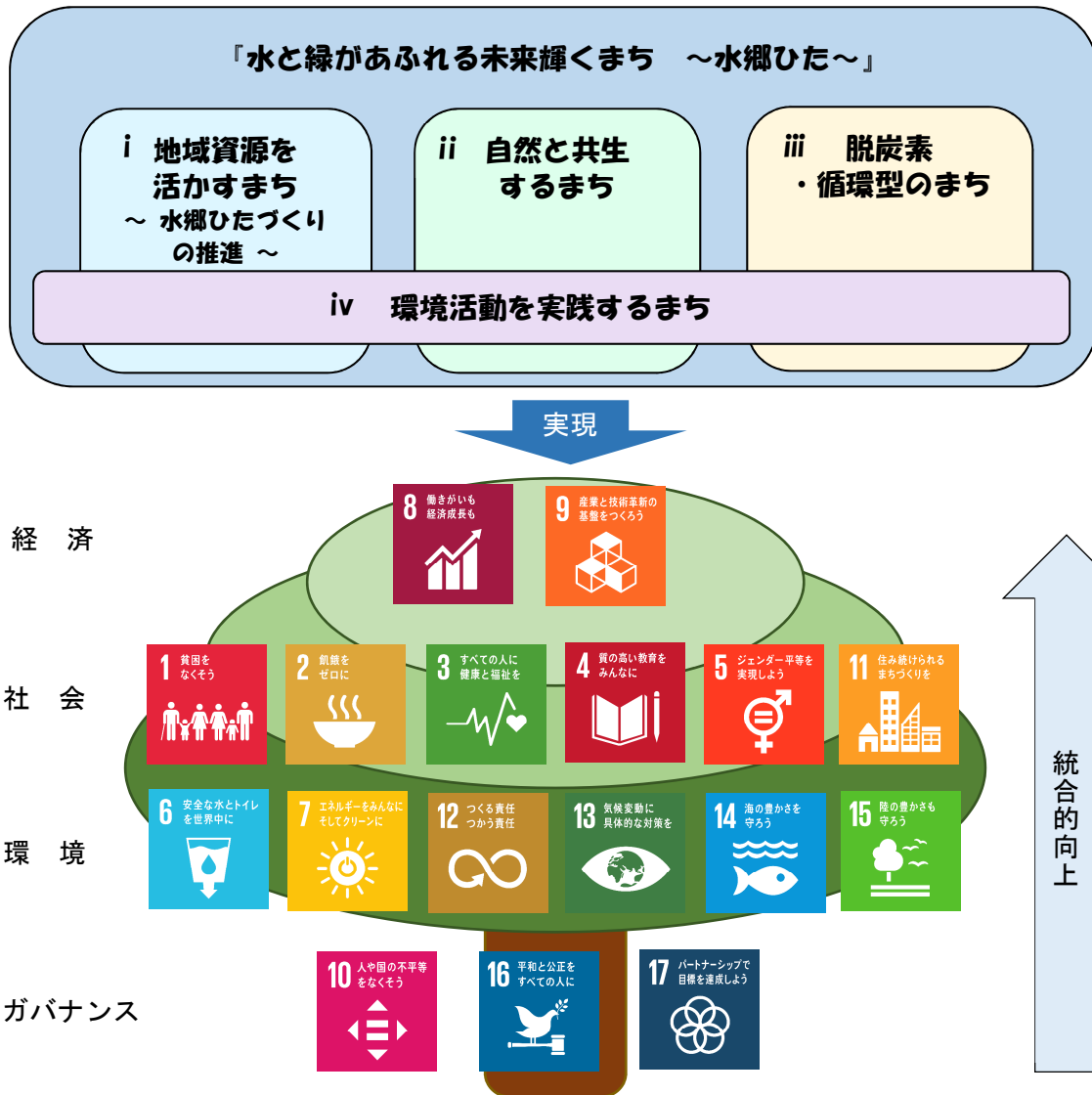


図 5 施策の柱

(2) 取組の施策体系

施策の体系は、基本理念に基づく環境像の実現に向けて、4つの施策の柱により基本施策を展開していきます。

また、国の第五次環境基本計画の「SDGsの考え方も活用した、環境・経済・社会の統合的向上を具体化する」、「地域資源を持続可能な形で最大限活用し、経済・社会活動をも向上させる」、「より幅広い関係者と連携する」というアプローチとも整合性を図っていきます。



※国の第五次環境基本計画では、『自然と共生する知恵や自然観も踏まえ、情報通信技術（ICT）等の科学技術も最大限に活用しながら、経済成長を続けつつ、環境への負荷を最小限にとどめ、健全な物質・生命の「循環」を実現するとともに、健全な生態系を維持・回復し、自然と人間との「共生」や地域間の「共生」を図り、これらの取組を含め「低炭素」をも実現することが重要である。このような循環共生型の社会（「環境・生命文明社会」）が、我々が目指すべき持続可能な社会の姿であるといえる。』としている。

図 6 取組の施策体系

(3) 計画推進に向けた各主体の役割（環境行動指針）

快適で利便性の高い脱炭素型のライフスタイルを容易に選択できるよう、環境負荷の少ない製品・サービスを提供する事業者の取組やそれを促す行政の施策、市民一人一人の賢い選択により、ライフスタイルイノベーションによる社会変革の実現、本計画の目指す環境像の達成を目指します。

市民の役割

- ・日常生活において、ごみの発生抑制やリサイクル、省エネルギーなど身近にできることからエコライフを実践することにより、環境への負荷の低減に努め、住みよい環境づくりに努めます。
- ・地球温暖化やごみ問題などの環境問題に関心を持って、正しい環境行動の理解を深め、環境保全につながるようなライフスタイルに転換していきます。
- ・地域やグループでの環境保全活動の企画・実施など、自発的・積極的に環境保全のためのまちづくりに参画し、自主的・自発的な活動の輪を広げていきます。

事業者の役割

- ・すべての事業活動が環境に様々な影響を与えていることを認識し、環境保全の一層の取組を進めるとともに、事業活動のあらゆる段階において環境影響の把握・評価とその結果の公表等に努め、事業活動と環境との調和に努めます。
- ・製品の製造、加工、流通、販売等の各段階を通じて、環境負荷の少ない社会の実現に向けた事業活動を実践していくとともに、事業活動を通じて蓄積している環境技術やノウハウを社会還元していきます。
- ・地域社会の一員として、地域の環境保全に向けた活動に積極的に取り組んでいくとともに、人的な面や経済面等から地域の環境保全に向けた活動を行う市民や市民団体等を支援するなど、社会貢献に努めます。

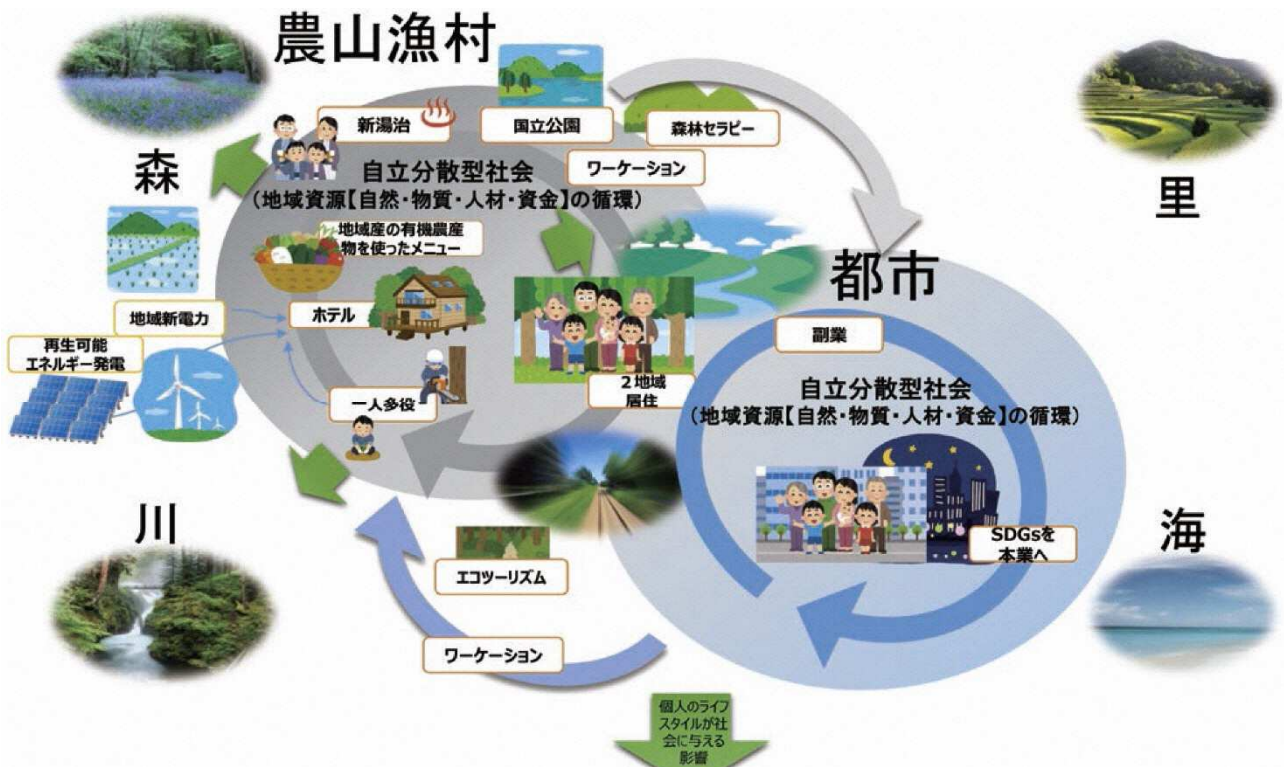
行政の役割

- ・本計画の推進に向けて、市民・事業者の自主的な取組を促進するため、積極的に支援するとともに、環境の保全・創出に関する総合的な施策を実施します。
- ・市役所自らが事業者でもあり、消費者でもあるとの立場から、環境保全に関する行動を率先して実行します。
- ・広域的な問題に対しては、近隣自治体や国・県など関係機関との連携・協力により、市域を越えた環境保全に取り組みます。



[資料：令和2年版 環境・循環型社会・生物多様性白書]

図7 ライフスタイルイノベーションによるゼロエミッション都市づくり（衣食住）



[資料：令和2年版 環境・循環型社会・生物多様性白書]

図8 ライフスタイルイノベーションによるゼロエミッション都市づくり（働き方・レジャー）

《基本施策の体系図》

目標とする
環境像

施策の柱

水と緑があふれる未来輝くまち
〜水郷ひたづくり



基本施策

- (1) 河川や地下水を守る「水循環保全」の推進
- (2) 水辺環境の整備と活用
- (3) 木材需要の拡大による森林の活性化（新しい日田の森林・林業・木材産業振興ビジョンの推進）
- (4) 環境影響への配慮の取組の強化
- (5) 公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭など）のない良好な生活環境の確保
- (6) ポイ捨てや不法投棄ゼロの良好な生活環境の確保
- (7) 歴史的・文化的資源の保全・活用、良好な景観の保全

- (1) 森林・河川の生物多様性の回復
- (2) 生物多様性の保全
- (3) 生態系の保全への取組の強化
- (4) 特定外来生物の周知・啓発と迅速な駆除

- (1) 地球温暖化対策の推進（日田市地域再エネ導入計画と日田市地球温暖化対策実行計画の推進）
- (2) 3Rの推進、廃棄物の適正処理
- (3) 地域資源の循環的な利用

- (1) 環境教育・環境学習（ESD）の推進
- (2) 自主的な環境行動の推進

(4) 基本施策

施策の柱 i. 地域資源を活かすまち～水郷ひたづくりの推進～

《現状と課題》

- ①市の人口は、平成 17 (2005) 年の市町村合併以降、減少が止まらず、令和 2 (2020) 年 3 月末現在では、64,356 人となっています。
- ②「水」に対する市民の関心は高く、河川流量増加の取組、市民や流域自治体との連携及び流域住民参加による森づくりの推進など、水環境の改善に向けた取組を継続しており、「水郷ひた」と呼ばれる豊かな水環境のもと、市、市民及び事業者がそれぞれの責任や役割を認識するとともに、お互いが役割を果たし、最善の努力を積み重ね、河川を美しくすることを決意して、「水郷ひた河川を美しくする条例」を令和 3 (2021) 年 4 月に施行しました。
- ③農林業は、日田市の基幹産業であるとともに、河川水や地下水など「水循環」に密接に関係しており、森林や農地保全の対策をとることが必要です。
- ④森林資源の有効活用と環境保全に効果的な事業が進められており、今後も引き続き林業・木材産業の推進や木質バイオマスの利用など「伐って、使って、植えて、育てる」という森林資源の循環利用につながる取組が重要です。
- ⑤市に寄せられる苦情の多くは、住宅地での騒音や悪臭、野焼きに関する事となっています。
- ⑥不法投棄対策に関しては、「ポイ捨て等の防止に関する条例」の適切な運用や市民・事業者の自主的な取組が重要となります。
- ⑦行政は、不法投棄防止の啓発活動について、さらに進める必要があります。
- ⑧本市は江戸時代から幕府の直轄地「天領」となり、北部九州の各地を結ぶ交通の要衝として栄え、歴史的な町並みや文化財が数多く残されています。しかしながら、近年では人口減少や少子高齢化の進展により、貴重な無形文化財や無形民俗文化財の保存・継承や歴史的な景観の保全が課題となっています。

《基本的方向性》

「水」と「緑」という本市を代表する環境資源を活用し、これらの資源の新たな価値を創造することで、本市全体の環境・経済・社会の統合的な向上を通じた地域全体の活性化を図ります。

とりわけ、林業、木材産業、農業、観光業においては、環境資源を最大限に活かす戦略をとることによって、日田市全体の活性化を図り、水が生まれ、緑が育つまち「水郷ひた」の創造を目指します。

また、環境美化と不法投棄対策を進め、環境保全についての意識啓発を行うことにより、良好な生活環境の確保を図ります。

■関連する SDGs のゴール



表 2 目標指標（第 6 次日田市総合計画第 3 期基本計画より）

指標名	基準値	目標値
河川水質環境基準適合割合（BOD）	96.7% 平成 27（2015）年度	100% 令和 9（2027）年度
生活排水処理率	80.6% 令和 3（2021）年度	82.0% 令和 9（2027）年度
素材生産量（年間）	306,774 m ³ 令和元（2019）年度	344,000 m ³ 令和 9（2027）年度
木材製造品出荷額（年間） （家具を除く）	17,309 百万円 令和 3（2021）年度	17,489 百万円 令和 9（2027）年度
伝統的建造物修理済建造物数（累計）	53 件 令和 4（2022）年度	62 件 令和 9（2027）年度

基本施策（１）河川や地下水を守る「水循環保全」の推進

《施策の方向》

- 1 本市の重要な環境資源である水資源を今後も持続的に活用していくために、水環境の保全と新たな価値の創造に向けて必要な取組を推進します。

《主な取組》

取組内容	行政	市民	事業者
水郷ひたのシンボルである河川を美しくするため、「水郷ひた河川を美しくする条例」の周知・普及啓発を進めるなど河川環境向上を図ります。	○	○	○
筑後川流域圏における行政機関と連携して、河川環境の保全に努めます。	○		
事業者に対して、排水に係る河川水質の保全に関する啓発や指導を行い、河川や地下水の保全に取り組めます。	○		○
将来にわたり良好な水環境を維持するために、河川水質検査を継続するとともに関係機関と連携し水質状況の変化や経年変化の把握に努めます。	○		
身近な生活環境や河川の水質を保全し水質汚染等の防止に寄与するため、合併処理浄化槽の普及促進及び下水道・農業集落排水の未接続世帯への加入促進を行います。	○	○	
環境保全型農業として、化学肥料、化学合成農薬の軽減を図り、環境保全に効果の高い営農活動に取り組む農業団体を支援します。	○		○

基本施策（２）水辺環境の整備と活用

《施策の方向》

- 1 水辺環境の保全と持続的な活用のため、河川周辺環境の整備や維持管理を推進します。

《主な取組》

取組内容	行政	市民	事業者
市内河川の清流度の調査を定期的実施し、河川の実情の把握に努めます。	○	○	
公園の計画的な更新や公共空間における水・緑環境の創出に努めます。	○		
豊かな河川環境を有効利用した、水辺環境の保全と継続的な活用のため、市民団体等の活動を支援します。	○	○	○
自然景観と調和し、親水性の高い良好な河川環境を推進するため、河川管理者など関係機関・団体と連携を図ります。	○	○	○

基本施策（３）木材需要の拡大による森林の活性化（新しい日田の森林・林業・木材産業振興ビジョンの推進）

《施策の方向》

- 1 間伐や広葉樹林化などを推進し、森林の公益的機能の向上に努めます。
- 2 市街地域における緑化を推進することで、快適環境の形成に努めます。
- 3 木質資源の積極的な活用により地域活性化を推進します。

《主な取組》

取組内容	行政	市民	事業者
災害に強い健全な森林を育成し、水源涵養など公益的機能の維持増進を図るために、持続可能な森林の整備を推進します。	○		○
森林保全や環境対策、地域振興等の連携を図り相互理解を深めるため、筑後川流域圏との交流を進めます。	○	○	
低質材を木質バイオマス燃料として活用するなど、未利用森林資源等の有効活用を推進します。	○		○
木質バイオマス施設の温排水を利用するなど、木質バイオマスエネルギーの利用拡大を図ります。	○		○
成熟した森林資源を活かし、資源循環の確立を図るため、木材製品の高付加価値化・日田材のブランド化を進めます。	○		○
市有林での植樹祭開催や緑化木の配布などによる環境緑化を推進します。	○	○	

基本施策（４）環境影響への配慮の取組の強化

《施策の方向》

- 1 地域全体の持続的発展と環境資源の持続的な活用に向けて、それぞれの主体が環境への配慮の取組を推進します。

《主な取組》

取組内容	行政	市民	事業者
良好な住環境を維持するため、開発協議や公共施設等施工基準の充実を図ります。	○	○	○
エコアクション 21 などの簡易な環境マネジメントシステムの普及を促進します。	○		○
耕種農家と畜産農家の連携を図り、耕畜連携による循環型農業を促進します。	○		○

基本施策（５）公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭など）のない
良好な生活環境の確保

《施策の方向》

- 1 市内要所の自動車騒音等の定期的な観測を行い、公害等の発生源や環境汚染などの実態把握に努めます。
- 2 苦情に対しては、迅速かつ個々の事例に合わせた柔軟な対応を図ります。
- 3 市民、事業者の公害をなくす積極的な行動を支援します。

《主な取組》

取組内容	行政	市民	事業者
関係機関と連携し、ダイオキシン、河川水質検査等の定期的な環境調査により日田市における現状を認識し、環境基準を超えない取組を継続します。	○	○	○
事業に伴う悪臭や野焼きによる煙など、発生の原因者に対する指導を強化します。	○	○	○

基本施策（6）ポイ捨てや不法投棄ゼロの良好な生活環境の確保

《施策の方向》

- 1 ポイ捨てや不法投棄ゼロに向けて、市民や事業者の自主的な取組を支援します。

《主な取組》

取組内容	行政	市民	事業者
環境美化の促進を図るため、町内下水溝清掃（クリーン月間）における汚泥の収集・運搬に対する支援を行います。	○	○	
河川不法投棄監視員やポイ捨て等防止監視員の巡回など不法投棄の防止に努めます。	○	○	○
美化推進モデル地区に指定した自治会による美化活動を支援します。	○	○	
雑草除去、ペット飼育マナー向上の啓発など、生活環境の確保に係る啓発・指導を推進します。	○	○	
環境美化に対する市民意識の高揚を図るとともに、市と市民が一体となった公共施設の環境美化活動を促進するため、水郷のまちクリーンアップ制度（アダプトプログラム）を推進します。	○	○	○
自治会等の地域のコミュニティによる地域資源を活かしたまちづくり活動（生活環境の保全・美化）を推進します。	○	○	○

基本施策（7）歴史的・文化的資源の保全・活用、良好な景観の保全

《施策の方向》

- 1 歴史的・文化的資源の保全・活用を図ります。
- 2 良好な町並み景観を保全します。

《主な取組》

取組内容	行政	市民	事業者
無形文化財、無形民俗文化財の保存・継承に取り組みます。	○	○	
豆田町伝統的建造物群保存地区の保存に努めます。	○	○	○
国指定史跡の保存整備を推進します。	○	○	○
景観法による景観計画への取組や、屋外広告物法の規制等により、緑豊かな農山村の景観や歴史的な町並みの景観を保全します。	○	○	○
地域資源（景観、歴史、文化等）を活かすまちづくり活動を推進します。	○	○	○
良好な自然環境並びに景観風致を維持するため、県・市指定保存樹の病虫害防除、防腐、施肥等の維持管理を行います。	○	○	

施策の柱 ii. 自然と共生するまち

《現状と課題》

- ①河川、里山等での環境保全対策や特定外来種等駆除などは、各種団体や地元自治会等で実施されています。
- ②イノシシやシカなどの有害鳥獣による農林業等への被害が拡大しており、捕獲と予防の両面からの対策が必要です。
- ③河川の水生生物調査については継続して実施していますが、生物多様性がもたらす恵みを理解し、保全と活用による生物多様性の維持向上に向けた取組が必要です。

《基本的方向性》

自然共生社会の実現に向けて、生物多様性の保全に配慮した取組を行います。

また、林業のまち、筑後川上流域に位置するまちとして、経済活動と自然の調和がとれた森林をつくり、河川環境を整備・保全し、生物多様性の適切な保全を行います。

■関連する SDGs のゴール



表 3 目標指標（第6次日田市総合計画第3期基本計画より）

指標名	基準値	目標値
有害鳥獣による農林産物の被害額 (年間)	19,995 千円 令和 3 (2021) 年度	16,799 千円 令和 9 (2027) 年度

基本施策（１）森林・河川の生物多様性の回復

《施策の方向》

- 1 人と自然が共生する自然共生型社会を構築するために、生態系に配慮した森林・河川づくりに努めます。
- 2 適切な森林整備を推進することによって水源涵養機能や災害防止機能などの森林の持つ公益的機能の向上に努めます。

《主な取組》

取組内容	行政	市民	事業者
災害に強い健全な森林を育成し、水源涵養など公益的機能の維持増進を図るために、持続可能な森林の整備を推進します。	○		○
農地及び林地の有害鳥獣による被害を減らすため、防護柵の設置や有害鳥獣捕獲、情報通信技術 (ICT) の導入を推進します。	○	○	○
公共施設・公共事業等での雨水浸透促進及び近自然工法による整備を促進します。	○		

基本施策（２）生物多様性の保全

《施策の方向》

- 1 保全すべき自然を明確化するため、自然環境調査などを行い、自然との共生を基軸とした保全の取組へ繋がります。
- 2 自然環境を維持するため、固有種保護などの情報を発信し市民意識の向上に努めます。
- 3 生物多様性の保全を進めるため、自然とのふれあいや自然学習の機会を作り、生物多様性の重要性に対する関心を高めます。

《主な取組》

取組内容	行政	市民	事業者
市内の自然環境把握のため、市民団体との連携による自然環境調査に取り組みます。	○	○	
自然環境維持のため、固有種の保護などの生物多様性に関する情報発信に取り組みます。	○		
生物多様性の現状について市民に認識してもらうため、ふれあい宅配講座などの市民向けの学習活動を強化します。	○	○	
水生生物調査や自然体験学習などを実施し、自然とふれあう機会の増加を図ります。	○	○	

基本施策（３）生態系の保全への取組の強化

《施策の方向》

- 1 生態系の保全に配慮した事業活動を促進するとともに、レッドデータブックに掲載された絶滅危惧種などについては、開発などによる影響を最小限とするよう適切な保全に努めます。

《主な取組》

取組内容	行政	市民	事業者
自然環境に配慮した土地開発等を推進します。	○	○	○

基本施策（４）特定外来生物の周知・啓発と迅速な駆除

《施策の方向》

- 1 特定外来生物が繁殖し、他の生態系に影響を与えることのないよう、その違法性や危険性の周知・啓発に努めます。
- 2 特定外来生物の繁殖を防止する取組を推進します。

《主な取組》

取組内容	行政	市民	事業者
特定外来生物が繁殖し、他の生態系に影響を与えることのないよう、その違法性や危険性を周知・啓発します。	○	○	
特定外来生物は本来の生態系等に影響を及ぼす可能性があるため、特定外来生物の適正な駆除の支援を行います。	○	○	○

施策の柱Ⅲ. 脱炭素・循環型のまち

《現状と課題》

- ① 公共施設の照明のLED化や低公害車導入など、省エネルギー、地球温暖化防止に係る取組を行っています。
- ② 国は2050年に温室効果ガス排出実質ゼロとすることを表明しており、行政、市民及び事業者を含め地域が一体となった脱炭素社会の構築に向けて取り組むため、「日田市地域再エネ導入計画」及び「日田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を令和6年1月に策定しました。
- ③ 短時間強雨（1時間程度の短い時間スケールで局地的に発生する強い雨）の増加による自然災害や熱中症の増加が懸念されており、気候変動影響への適応が重要となっています。
- ④ 現在16分別のごみ収集を行っており、生ごみの分別収集も市民に定着し、バイオマス資源化センターで有効利用されています。
- ⑤ 人口は減少してきているものの、市民一人あたりの一般ごみの排出量の減少にはつながっておらず、市民のごみ減量の意識の向上が必要です。
- ⑥ 国際的にプラスチック海洋汚染が深刻化しており、生分解性プラスチックの利用やプラスチックの分別などの取組が必要です。
- ⑦ 市内のあらゆる廃棄物や樹皮（バーク）、また、エネルギーとして未利用だったし尿処理汚泥、浄化槽汚泥などを地域資源として有効利用することが重要です。
- ⑧ 令和2（2020）年12月に「気候変動に対する非常事態宣言を求める請願」が市議会で採択されるなど、気候変動問題に対する早急な対策の検討が求められています。

《基本的方向性》

「日田市地域再エネ導入計画」及び「日田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を推進するため、太陽光・小水力・バイオマス発電など、本市の豊富な再生可能エネルギーの最大限の活用や、省エネ・省資源化の促進を図り、「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」を目指し、地球温暖化対策に積極的に取り組みます。

また、既に起こっている、あるいは今後想定される気候変動影響に対する適応策にも取り組みます。

さらに、リデュース・リユース・リサイクルの3Rを機軸として、ごみの発生抑制を最優先にし、環境負荷の少ない循環型社会の構築を目指します。

■関連する SDGs のゴール



表 4 目標指標（第 6 次日田市総合計画第 3 期基本計画より）

指標名	基準値	目標値
市内の温室効果ガス排出量	579 千 t-CO ₂ /年 平成 25 (2013) 年度	289.5 千 t-CO ₂ /年 令和 12 (2030) 年度
市民 1 人 1 日あたりの可燃ごみ排出量	656g 平成 27 (2015) 年度	511g 令和 8 (2026) 年度
ごみのリサイクル率	18.5% 平成 27 (2015) 年度	27.5% 令和 8 (2026) 年度



出典：気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT）

図 9 地球温暖化の緩和と適応

基本施策（１）地球温暖化対策の推進（日田市地域再エネ導入計画と日田市地球温暖化対策実行計画の推進）

《施策の方向》

- 1 住宅用太陽光発電などを中心に、再生可能エネルギーの利用促進に努めるとともに、市民・事業者・市それぞれの立場から取り組める仕組みづくりに努めます。
- 2 木質バイオマスエネルギーや小水力発電など、地域のもつエネルギーポテンシャルの有効利用を推進します。
- 3 家庭や事業所における省エネなどによる温室効果ガスの排出削減を促進します。
- 4 公共交通機関や自転車の利用を促進するとともに、エコドライブや次世代自動車への買い替えなども普及することによって、地域の自動車から排出される温室効果ガスの削減に努めます。
- 5 気候変動の影響による被害を回避・軽減する「適応策」に取り組めます。

《主な取組》

取組内容	行政	市民	事業者
身近な省エネや省資源への取組を促進します。	○	○	○
住宅や建築物の断熱化や高气密化を促進します。	○	○	○
太陽光発電、木質バイオマス燃焼機器など再生可能エネルギーの導入を推進します。	○	○	○
公共交通機関や自転車の利用やエコドライブを推進します。	○	○	○
電気自動車などの走行時に二酸化炭素を排出しない自動車の導入を推進します。	○	○	○
地球温暖化、資源の有効利用等の環境問題についての学習を推進します。	○	○	○

分野	取組内容	行政	市民	事業者
水環境・ 水資源	広葉樹植栽の推進による災害に強い森林づくりを進めます。	○		○
	森林の水源涵養機能の維持管理による渇水対策に取り組みます。	○		○
自然災害	水田や里山の適切な管理による水害の防止に努めます。	○		○
	あらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」を推進します。	○	○	○
	日田市地域防災計画に基づく水害等の予防・対策を進めます。	○	○	○
健康	熱中症への注意喚起・予防や対処法を普及啓発します。	○	○	○
農林業	温暖化に対応した栽培管理技術や家畜の飼養技術の普及・情報提供を進めます。	○		○
	高温耐性品種等の導入など関係機関と連携し、適応策に関する情報の収集・提供を進めます。	○		○
自然生態系	特定外来生物への対応・駆除を進めます。	○	○	○
	生物多様性の保全対策に取り組みます。	○	○	○

基本施策（２）３Rの推進、廃棄物の適正処理

《施策の方向》

- 1 ごみの発生抑制を最優先し、次に再利用、再生利用を推進します。
- 2 廃棄物の適正処理を推進します。

《主な取組》

取組内容	行政	市民	事業者
市報やホームページ・SNSを活用したごみ減量に係る啓発、ごみ分別表（家庭ごみの分け方・出し方）による市民のごみ減量化と食品ロスの削減等によるごみの排出抑制を促進します。	○	○	
事業所からのごみ排出量の抑制・減量化を促進します。	○		○
市民団体・事業者による資源回収活動を支援します。	○	○	○
プラスチックごみの排出抑制や有効利用を推進し、分別回収と再商品化について調査・研究します。	○	○	○
ペーパーレス会議の導入など、紙の使用量削減に努めるとともに、資源化できる紙類（雑がみ）の分別収集を推進します。	○	○	○
ごみになりにくい商品（リターナブル商品など）やごみを回収するシステムの開発、ごみあまり出ない事業システムを研究します。			○
発達段階に応じた地球温暖化、資源の有効利用等の環境問題についての計画的な学習を推進します。	○	○	
建設副産物の適正処理と再資源化を促進します。	○		○

基本施策（3）地域資源の循環的な利用

《施策の方向》

- 1 平成 18（2006）年度より継続している家庭生ごみ分別収集による資源の有効利用を持続させるため、既存の処理施設を効率的に運用するとともに、そのほかの廃棄物等も地域資源として有効活用できるリサイクルシステムの構築に取り組みます。
- 2 新清掃センターの建設に向けて、取組を進めます。
- 3 環境の保全に配慮した循環型農業を目指し、畜産堆肥の利活用を推進します。

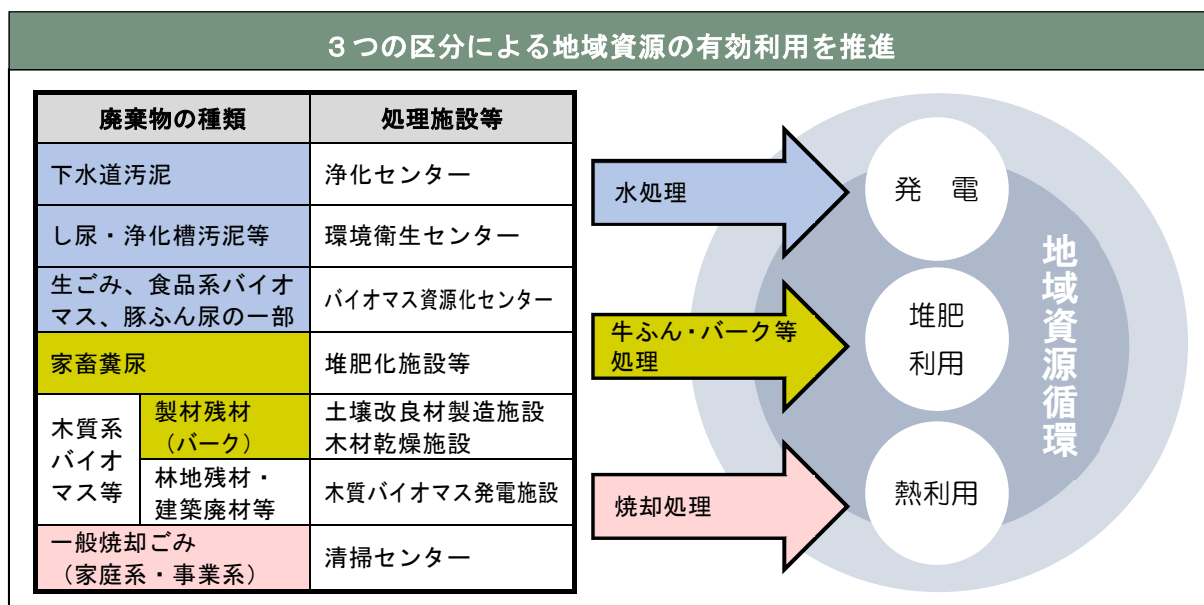


図 10 地域資源リサイクルシステム概念図

《主な取組》

取組内容	行政	市民	事業者
生ごみ分別収集による資源の有効利用を継続します。	○	○	○
新清掃センターの建設に向けて取組を進めます。	○		
良質な堆肥の生産と活用を推進し、耕畜連携による循環型農業を促進します。	○	○	○

施策の柱iv. 環境活動を実践するまち

《現状と課題》

- ①学校版環境 I S O 認定制度や子ども環境講座の開催など、市内の小中学校と連携して、子どもたちの環境問題に関する意識の向上を図っています。引き続き、環境に関わる学習の機会や場面を計画的に設けるよう工夫することが重要です。
- ②環境意識の向上を図るためには、幼児期からの環境教育とすべての世代への啓発活動、環境教育を担う人材育成が重要です。
- ③市民団体と連携して市民の意識向上を図る活動を進めていますが、若い世代のリーダー育成に向けた取組が必要です。

《基本的方向性》

市民一人ひとりの環境に対する意識の向上と具体的な行動を促進し、市民・事業者・行政の三者協働の基盤強化と、環境学習の推進や市民団体の活動支援などに努めます。

■関連する SDGs のゴール



表 5 目標指標（第 6 次日田市総合計画第 3 期基本計画より）

指標名	基準値	目標値
市民 1 人 1 日あたりの可燃ごみ排出量	656g 平成 27（2015）年度	511g 令和 8（2026）年度
ごみのリサイクル率	18.5% 平成 27（2015）年度	27.5% 令和 8（2026）年度
博物館入館者数（年間）	11,805 人 平成 29（2017）年度	12,000 人 令和 9（2027）年度

基本施策（１）環境教育・環境学習（ESD）の推進

《施策の方向》

- 1 自然環境を活かして、自然とふれあい楽しみながら学べる環境教育（ESD）を推進します。
- 2 さまざまな環境学習等を通じて、自然や生物を大切にする心を育てます。

《主な取組》

取組内容	行政	市民	事業者
生物多様性や河川の重要性について関心を高めるため自然とのふれあいや自然学習の機会を作り提供します。	○	○	
日田市環境白書の公表、幼児教育や学校教育における環境学習、公民館講座などあらゆる世代への環境教育、環境学習の場を提供します。	○	○	

基本施策（２）自主的な環境行動の推進

《施策の方向》

- 1 市民・事業者・行政の三者の役割（環境行動指針）について、普及・啓発に努めます。
- 2 行動主体自らが主体的意識を持って環境保全行動に取り組みます。
- 3 事業者の社会貢献活動（CSR）等による環境保全行動を推進します。

《主な取組》

取組内容	行政	市民	事業者
市民・事業者・各種団体の主体的行動の促進に取り組みます。	○	○	○
市民団体等と連携した取組の強化に努めます。	○	○	

IV. 重点プロジェクト



写真：井上 旭氏

IV. 重点プロジェクト（後期4か年）

1. 水郷ひた河川を美しくする条例の周知と普及啓発

健全な水循環を維持するための取組を進めます。

- ①水郷ひたのシンボルである河川を美しくするために市民意識の向上に努め、行動を促進させる。
- ②水循環に関する環境教育と人材育成を推進する。
- ③筑後川上流域や福岡都市圏などとの連携をさらに推進する。

2. 地域資源リサイクルシステムの構築

これまで継続してきた資源有効利用のさらなる推進に努めます。

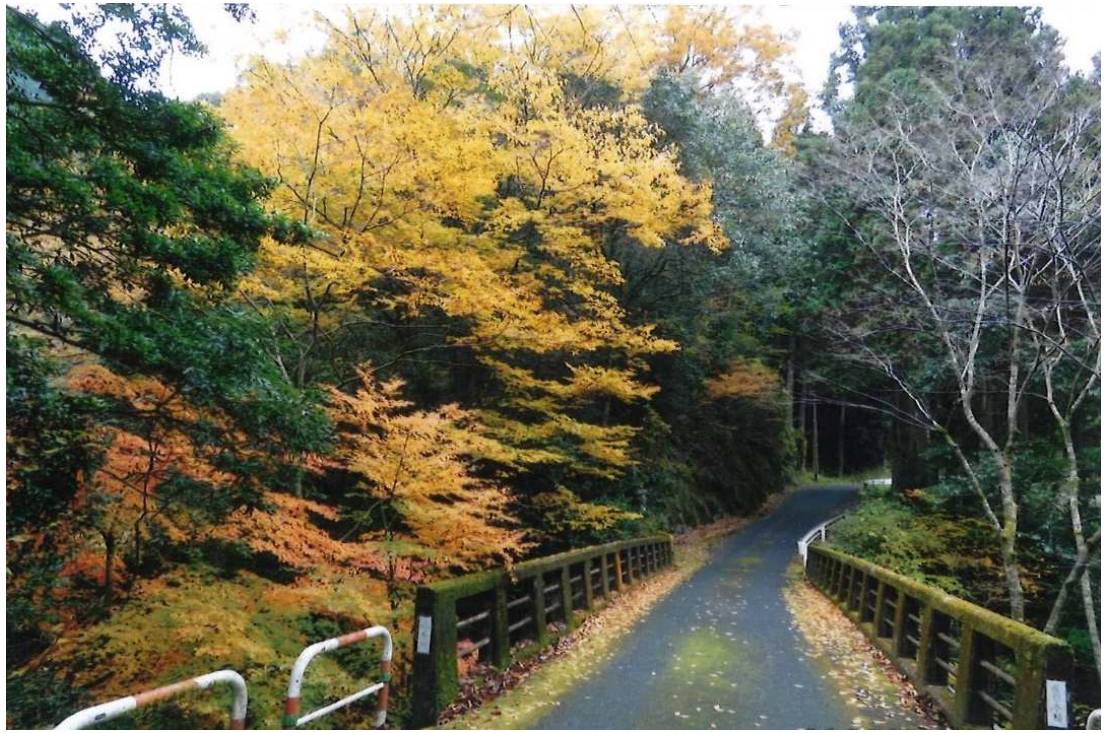
- ①既存施設を活かした廃棄物処理の統合を目指し取組を進める。
- ②資源の有効利用による二酸化炭素排出量削減を目指す。
- ③日田市が全国的なモデルとして脱炭素社会づくりの一翼を担う。

3. 新清掃センター建設に向けての取組

安定したごみ処理を継続するため、焼却施設の建設に向けた取組を確実に進めます。

- ①施設の運営・維持管理において安全で安定性に優れた建設を目指す。
- ②地域の循環型社会形成及び低炭素社会形成に貢献する施設を目指す。
- ③災害に強く、防災対策機能を備えた施設を目指す。
- ④市民から親しまれる施設を目指す。
- ⑤経済性・効率性に優れた施設を目指す。

資料編



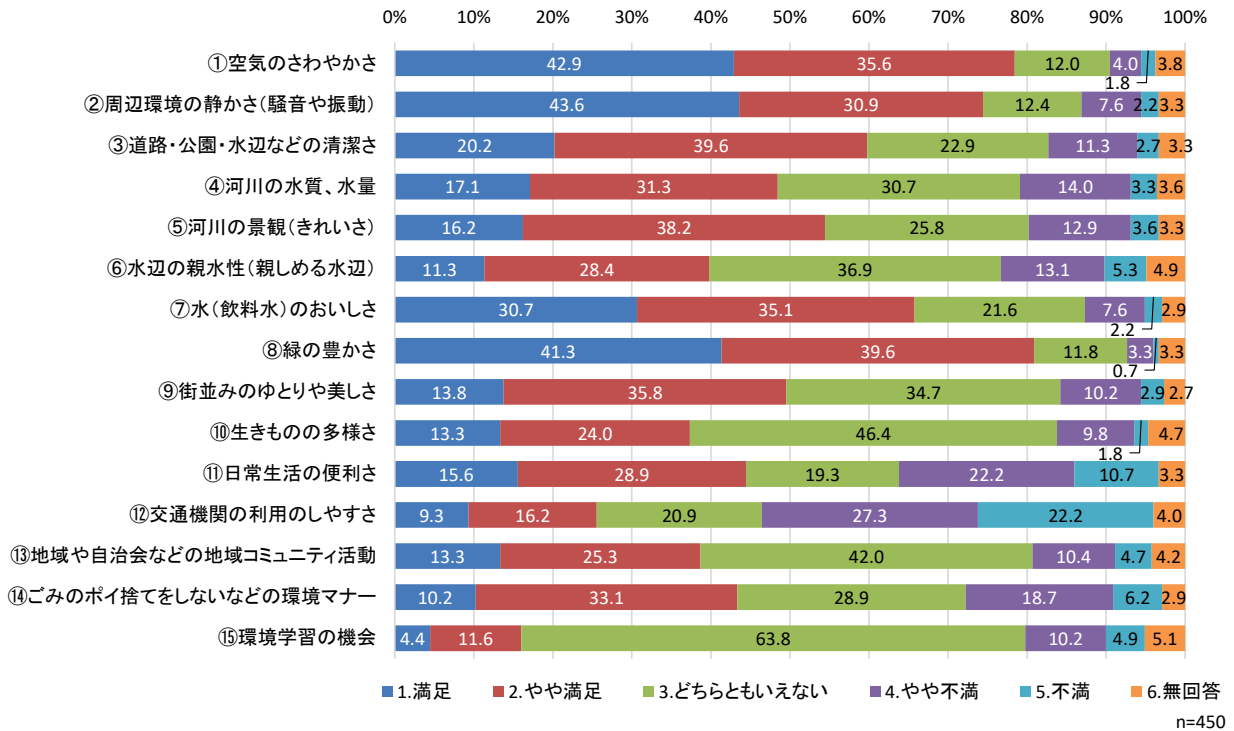
写真：佐藤 博恭氏

1. 環境に関する市民意識調査

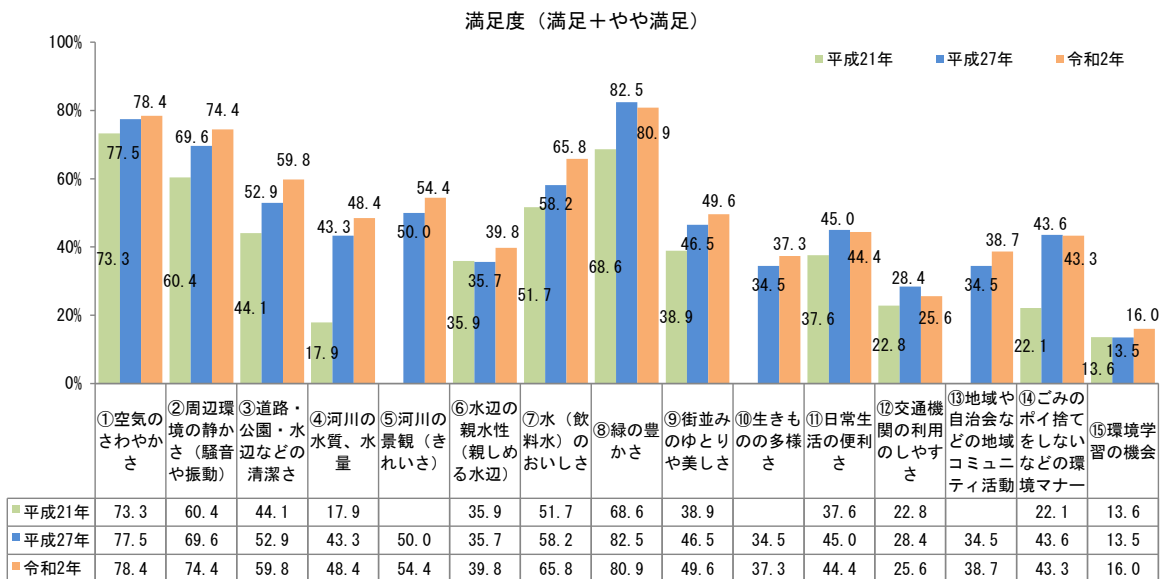
調査期間：令和2年1月～2月

調査対象及び回収率：18歳以上の市民1,000人、45.0%

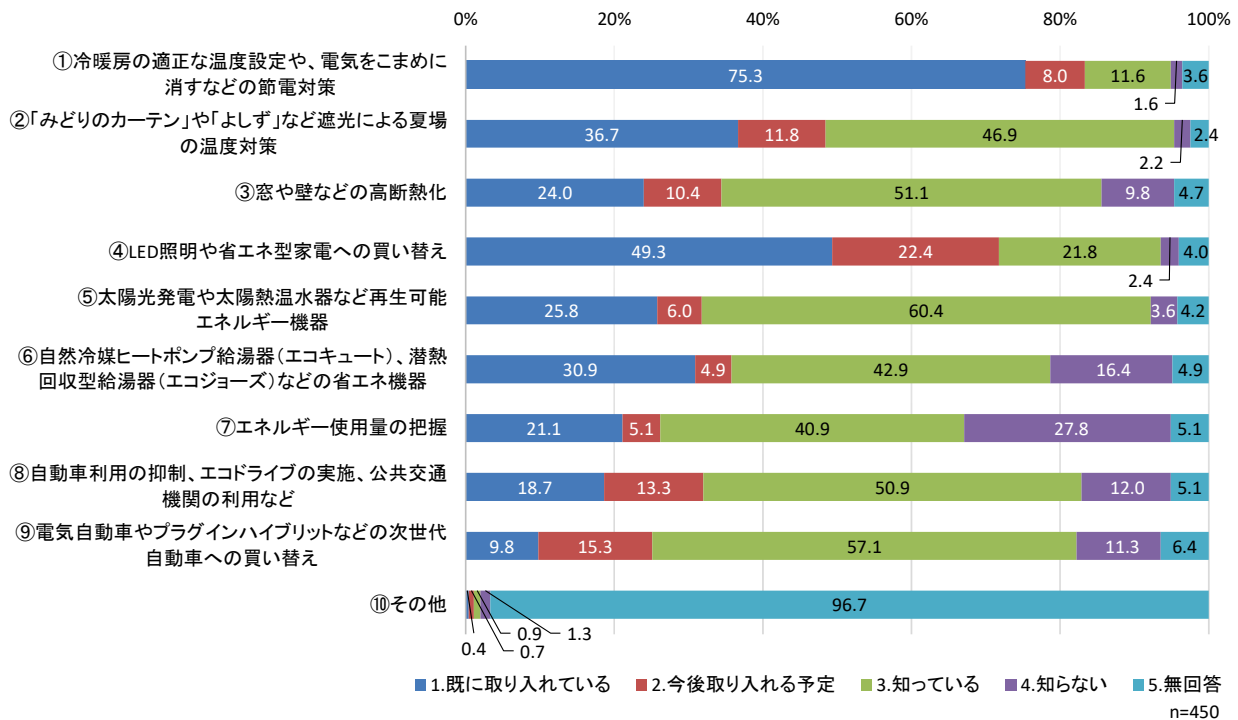
(1) 周辺環境への満足度



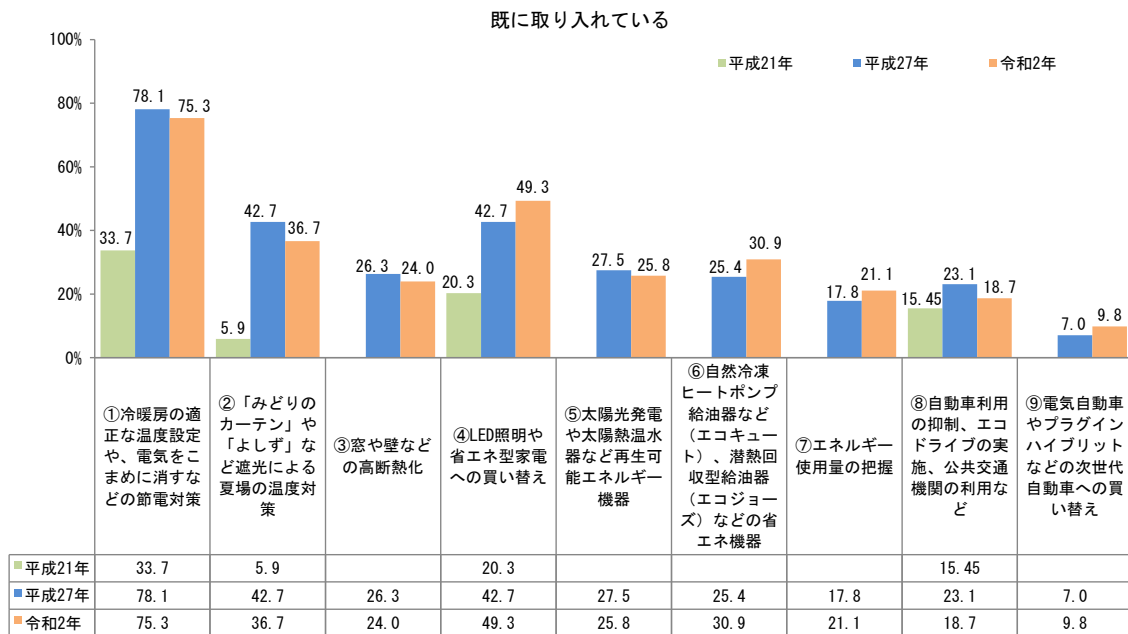
【平成21年、平成27年、令和2年に実施した市民意識調査との比較】



(2) 家庭での省エネルギー対策の実施状況

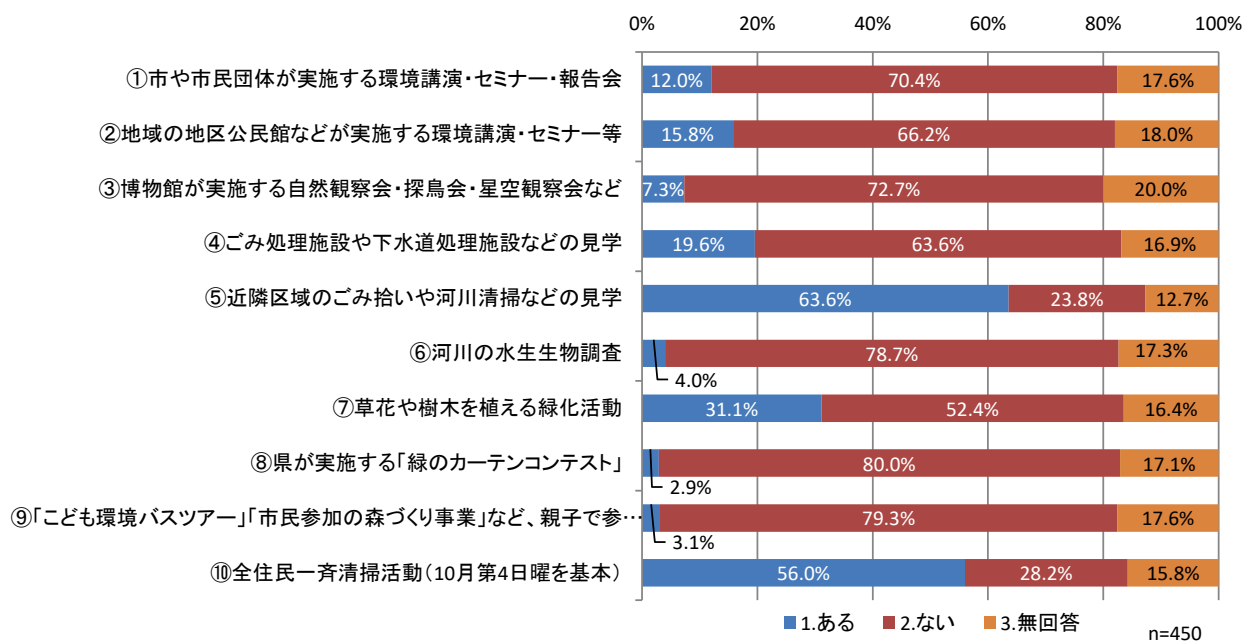


【平成21年、平成27年、令和2年に実施した市民意識調査との比較】

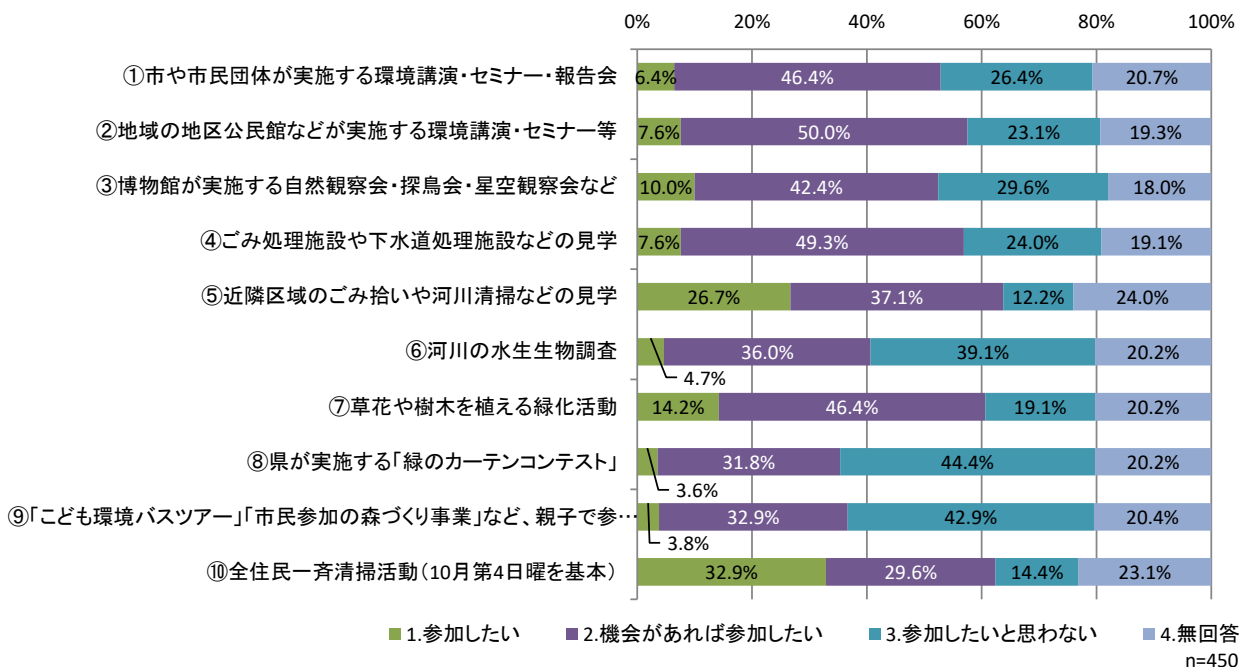


(3) 環境に関する活動への参加状況

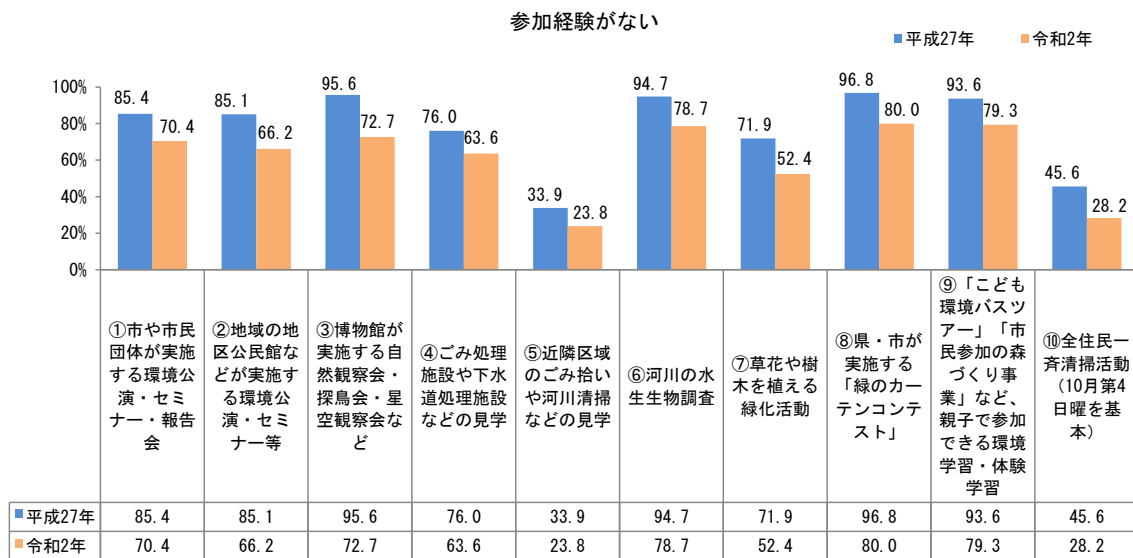
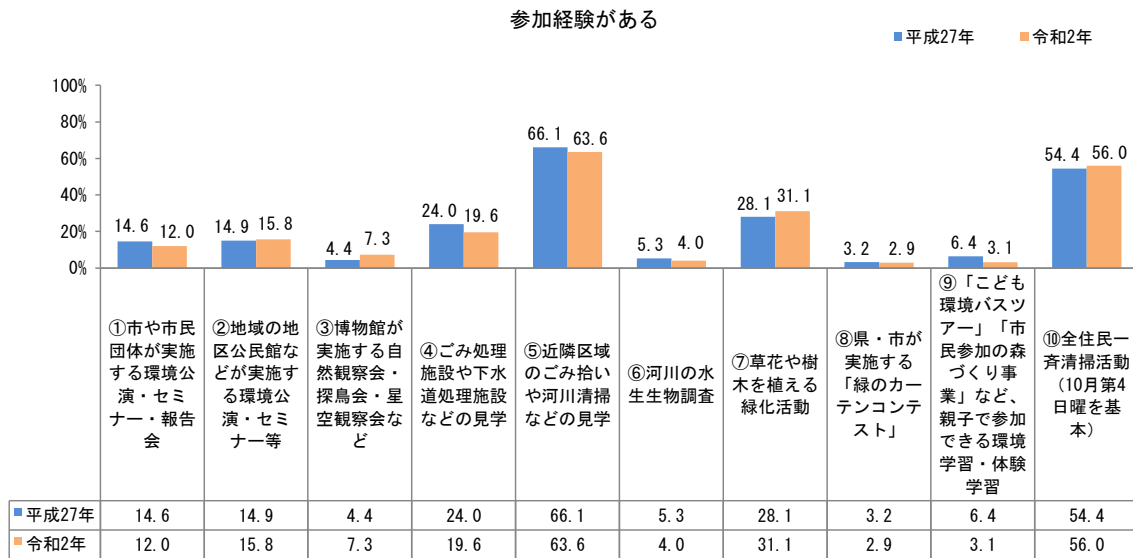
【参加経験】



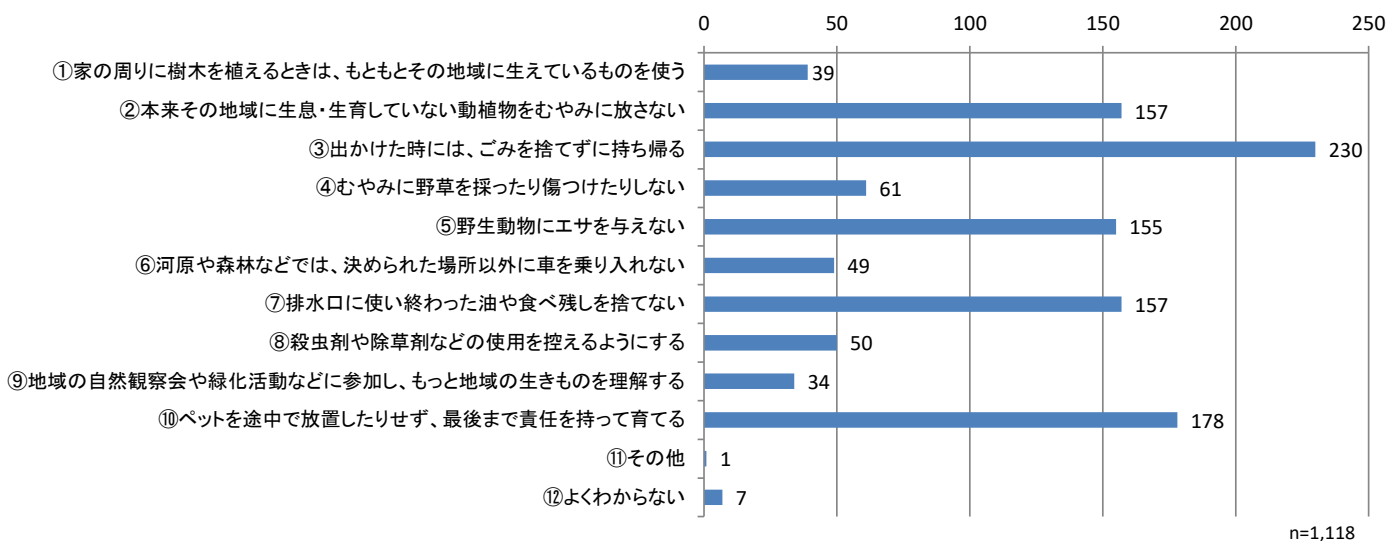
【今後の参加意向】



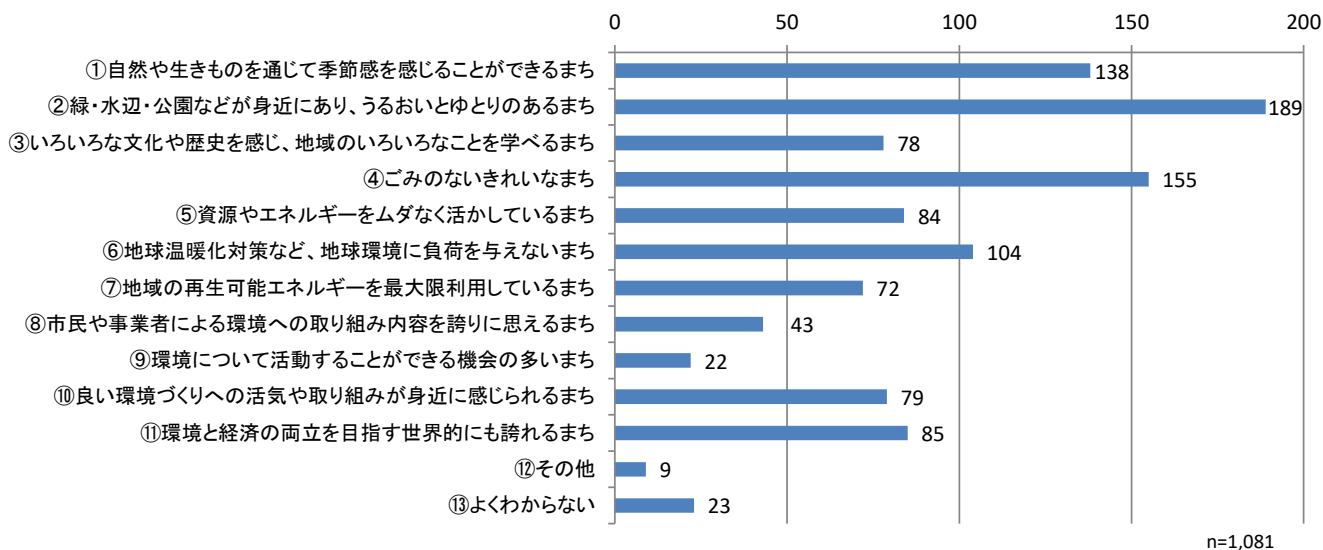
【平成 21 年、平成 27 年、令和 2 年に実施した市民意識調査との比較】



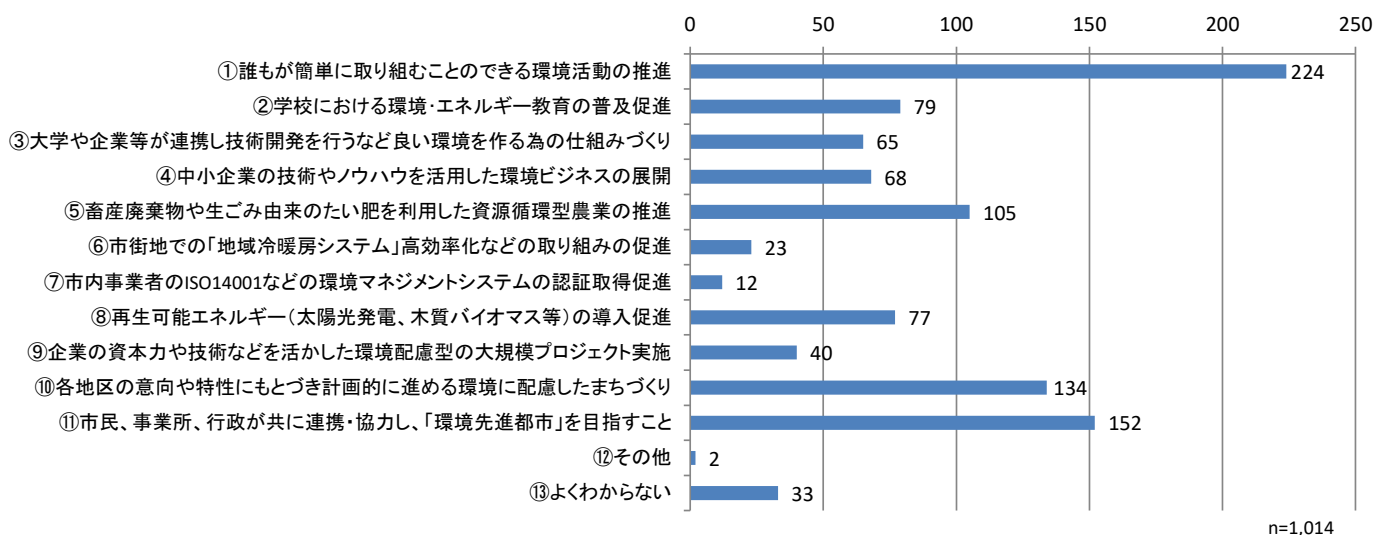
(4) 生物多様性を保全するために大切だと思うこと



(5) 環境面から見た望ましい日田市の将来像



(6) 日田市らしさを活かすために重要な取組

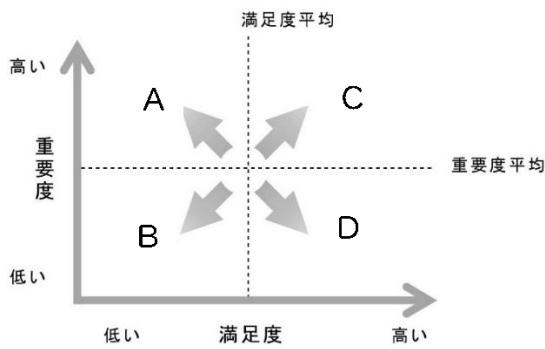


2. 平成30年度日田市市民意識調査

調査期間：平成30年11月～12月

調査対象及び回収率：高校生以上の男女3,273人、49.0%

(1) 施策への満足度と重要度



■領域の説明

A領域：重要度が高く、満足度が低い（重点改善）

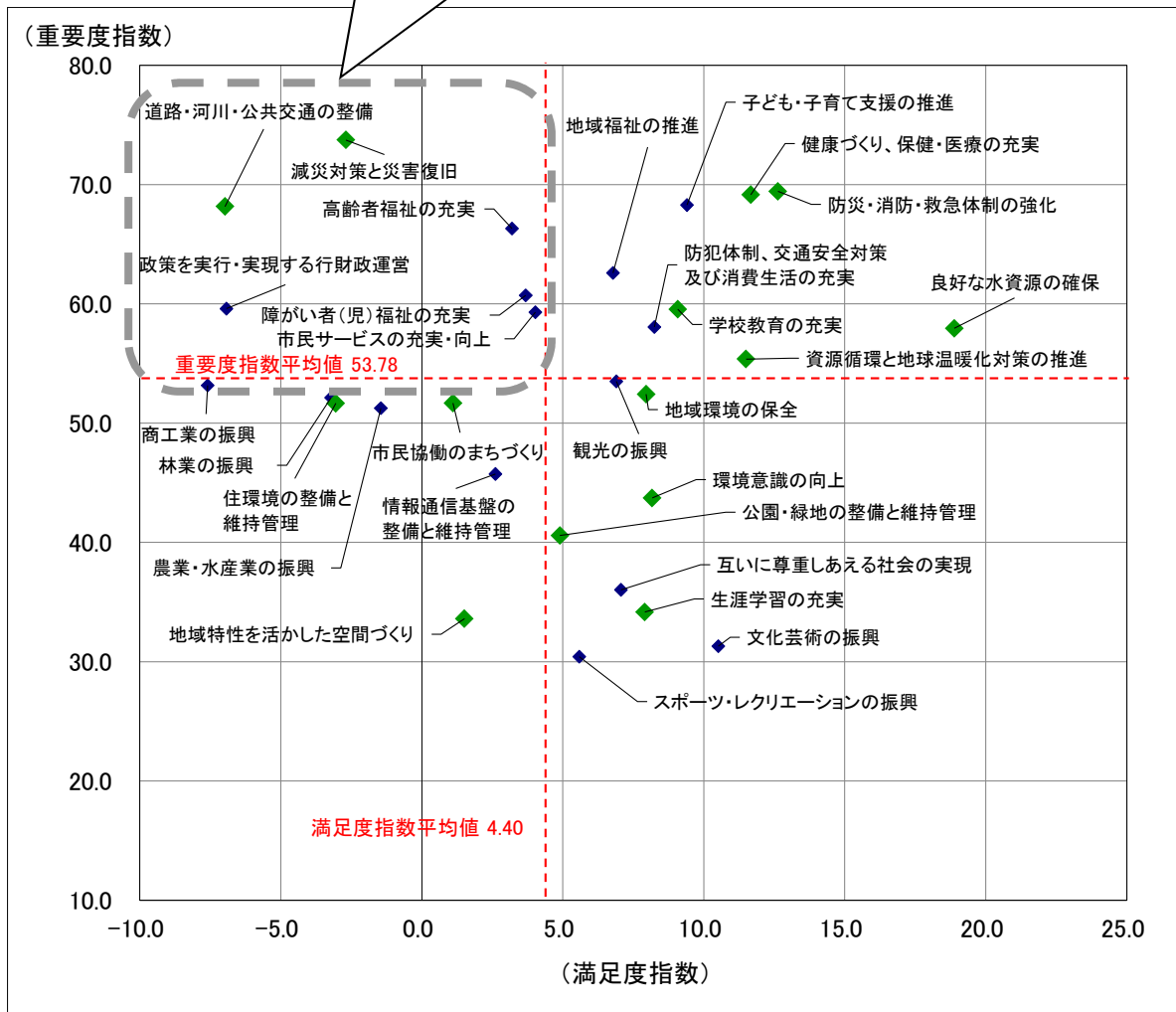
B領域：重要度、満足度ともに低い（改善）

C領域：重要度、満足度ともに高い（重点維持）

D領域：重要度が低く、満足度が高い（維持）

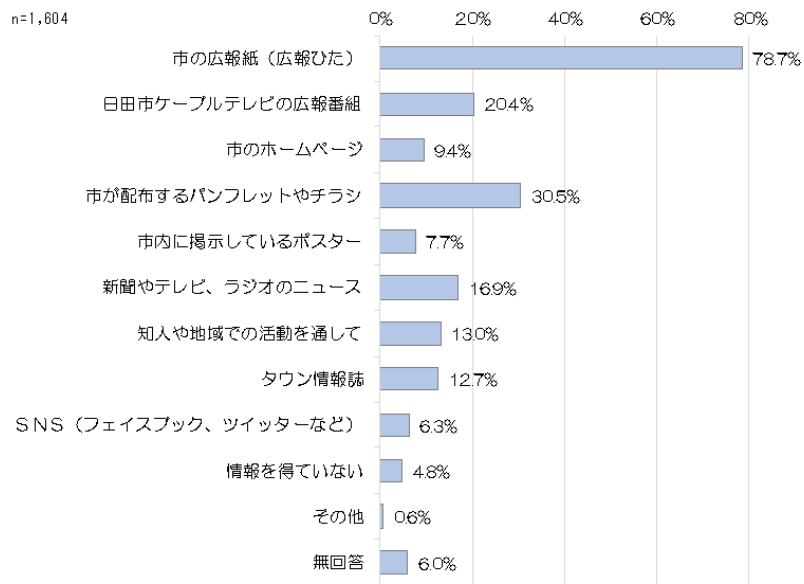
図中の左上の青枠部分にある、重要度が高く、満足度が低い項目については、特に優先して改善が必要な施策であると考えられます。

今後、積極的に対応を図るべき施策

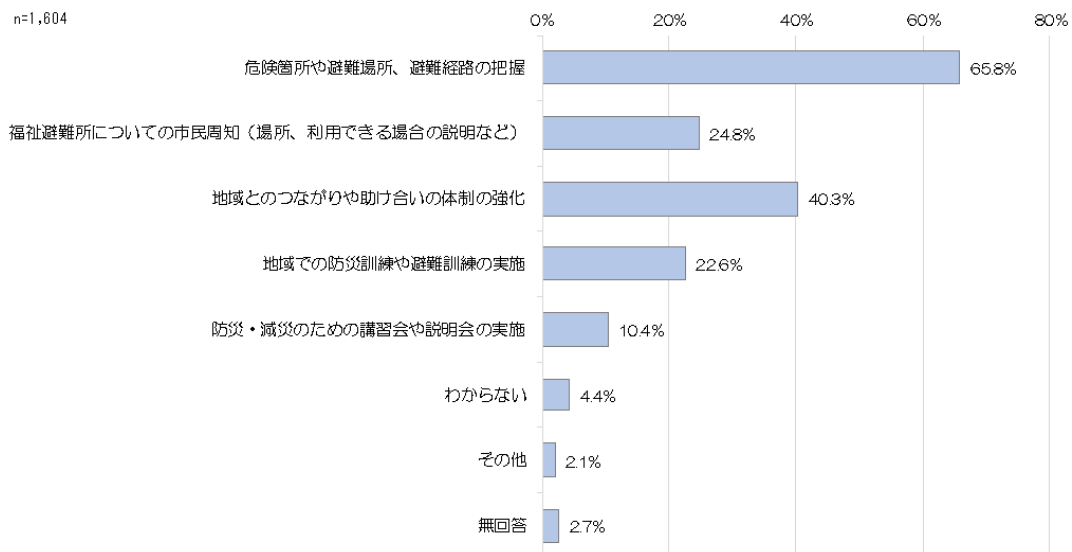


※緑のポイントは環境に関する施策

(2) 市政情報の入手方法



(3) 災害に備えるうえで重要な取組



3. 用語解説

※【 】は本文に出てくるページです

ア行

アダプトプログラム【23】

ボランティアとなる地域住民や企業が道路や公園、河川などの公共の場所の定期的な清掃活動を行ない、公共の場所を我が子のように大切に慈しんでいこうということから名づけられた制度。アダプトとは英語で「養子縁組する」ことを意味する。

新しい日田の森林・林業・木材産業振興ビジョン【15・20】

日田市の最上位計画である「第6次日田市総合計画」にもとづく、林業振興分野の個別計画。日田市が目指すべき森林の姿と基幹産業である林業・木材産業振興の基本的な指針として策定された。(出典：新しい日田の森林・林業・木材産業振興ビジョンから一部抜粋)

ESD【15・37】

「Education for Sustainable Development」の略で「持続可能な開発のための教育」と訳される。環境や社会、経済のバランスをとり、持続可能な社会を実現するためにはどうすればいいかを考え、解決できる力を養う教育や学習を意味する。

イノベーション【3】

革新、新機軸のことを指しており、新しい技術や考え方を導入して新たに価値を生み出すこと。

エコアクション21【21】

エコアクション21は、環境省が策定した日本独自の環境マネジメントシステム。一般に、「PDCA サイクル」と呼ばれるパフォーマンスを継続的に改善する手法を基礎として、組織や事業者等が環境への取り組みを自主的に行うための方法を定めている。(出典：エコアクション中央事務局 HP)

エコドライブ【32】

燃料消費量やCO₂排出量を減らし、地球温暖化防止につなげる運転技術や心がけ。具体例としては、①自分の燃費を把握する、②ふんわりアクセル「eスタート」、③車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転、④減速時は早めにアクセルを離す、⑤エアコンの仕様は適切に、⑥ムダなアイドリングはやめる、⑦渋滞を避け、余裕をもって出発する、⑧タイヤの空気圧から始める点検・整備、⑨不要な荷物をおろす、⑩走行の妨げとなる駐車はやめる、がある(出典：環境省 HP エコドライブ10のすすめ)。

SNS【34】

ソーシャルネットワーキングサービス(Social Networking Service)の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。友人同士や、同じ趣味を持つ人同士が集まった

り、近隣地域の住民が集まったりと、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接な利用者間のコミュニケーションを可能にしている（出典：総務省 HP 国民のための情報セキュリティサイト）。

エンパワーメント【3】

アメリカにおける公民権運動との関わりの中で、社会福祉の分野で取り入れられた理念。社会的に不利な状況に置かれた人々の自己実現を目指しており、その人の有するハンディキャップやマイナス面に着目して援助をするのではなく、長所、力、強さに着目して援助すること（出典：厚生労働省 HP）。

屋外広告物法【24】

良好な景観を形成又は風致を維持し、公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示や屋外広告物を掲出する物件の設置・維持、並びに屋外広告業について、必要な規制の基準を定めることを目的とする法律（国土交通省 HP 屋外広告物法）。

カ行

海洋プラスチック問題【2】

プラスチックは、我々の生活に利便性と恩恵をもたらしている有用な物質である。他方で、海洋に流出すると長期間にわたり環境中にとどまることとなる。現在、世界全体で年間数百万トンを超えるプラスチックごみが海洋に流出していると推計されている。このため、海洋プラスチックごみによる地球規模での環境汚染による生態系、生活環境、漁業、観光等への悪影響が懸念され、国連をはじめとする様々な国際会議において、重要かつ喫緊の課題として議論が行われている（出典：海洋プラスチックごみ対策アクションプラン）。

環境白書（日田市環境白書）【6・37】

日田市環境基本計画の進捗状況や日田市における環境の現状を毎年度ごとにまとめたもの。

学校版環境 ISO 認定制度【36】

環境マネジメントシステムの国際規格「ISO14001」の「PDCA サイクル」の考え方を取り入れたシステムで、各学校において、環境保全・資源の有効利用や環境負荷の軽減など、環境にやさしい学校づくりに向け取り組み、それを点検・記録し、見直すことで次の行動に活かしてもらうための日田市独自の制度。

環境マネジメントシステム【21】

組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」又は「環境マネジメント」といい、このための工場や事業所内の体制・手続き等の仕組みを「環境マネジメントシステム」（EMS - Environmental Management System）という。環境マネジメントシステムには、環境省が策定したエコアクション21や、国際規格の ISO14001 がある。他にも地方自治体、NPO や中間法人等が策定した環境マネジメントシステムがあり、全国規模のものにはエコステージ、KES・

環境マネジメントシステム・スタンダードがある。(出典：環境省 HP 環境マネジメントシステム)

緩和策【31】

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を抑制するための対策で、省エネルギー対策や再生可能エネルギー導入、森林や都市緑化による二酸化炭素吸収源対策などがある。

気候非常事態宣言【2】

国や自治体、学校、団体といった組織が、気候変動が与える影響についての危機感を共有し、具体的な行動（温室効果ガスの排出抑制や気候変動影響を回避・軽減するための取組）の促進を目指して行う非常事態宣言。

気候変動適応法【2・4】

地球温暖化その他の気候の変動に起因して、生活、社会、経済及び自然環境における気候変動影響が生じていること並びにこれが長期にわたり拡大するおそれがあることに鑑み、気候変動適応に関する計画の策定、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の提供その他必要な措置を講ずることにより、気候変動適応を推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする法律。

近自然工法【26】

人間の利便性追及型社会から地球環境や自然生態系に配慮した社会（環境保全型社会）に変えていくことを基本的な考えとして生まれたのが近自然工学である。これを技術的側面から捉えたものが近自然工法であり、多自然型川づくりなどはこの考え方に基づき国土交通省が推進している事業である。

景観法【24】

我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的として定められた法律。

耕種農家【21】

米などの穀物、野菜、果樹、花き、工芸農作物などを栽培する農家。

サ行

再生可能エネルギー【30・32】

自然の営みから半永久的に得ることができ、継続して利用できるエネルギーの総称を再生可能エネルギーという。有限でいつかは枯渇する化石燃料などとは異なり、自然の活動によってエネルギー源が絶えず再生、供給され、かつ地球環境への負荷が少ない。一般的に、水力・地熱・太陽光・太陽熱・風力・雪氷熱・温度差・バイオマスによるエネルギーのことをいう。

雑がみ【34】

新聞、雑誌、本、段ボール、牛乳パックなどと同様に資源としてリサイクルできる紙のこと。日田市ごみ分別辞典に従って正しく分別し、資源回収物の日に出すことで、燃やせるごみを減らすことができる。

ジェンダー【3】

社会的・文化的に作られる性別のこと。

次世代自動車【32】

窒素酸化物（NOx）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車で、燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車が該当する（出典：環境省 HP 次世代モビリティガイドブック 2019-2020）。

自然共生社会【25】

生物多様性が人類の生存基盤であることを認識した上で、自然のことに沿った自然と人とのバランスのとれた健全な関わりを社会の隅々に広げ、将来にわたり自然の恵みを得られるよう、自然の仕組みを基礎とする真に豊かな社会（出典：平成 26 年版 図で見る環境・循環型社会・生物多様性白書）。

持続可能な開発目標（SDGs）【2・3・11】

平成 27（2015）年 9 月の国連サミットにおいて全会一致で採択された「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、令和 12（2030）年を年限とする 17 の国際目標のこと。その特徴は、①先進国を含め、全ての国が行動する（普遍性）、②人間の安全保障の理念を反映し「誰一人取り残さない」（包摂性）、③全てのステークホルダー（利害関係者）が役割を持つ（参画性）、④社会・経済・環境に統合的に取り組む（統合性）、⑤定期的にフォローアップする（透明性）である（出典：外務省 「持続可能な開発目標（SDGs）について」、平成 30 年 5 月）。

社会貢献活動（CSR）【38】

企業が持続的に発展する社会づくりに貢献するために、経済・環境・社会等の幅広い分野において責任を負うとする考え方に基づいた活動。

水郷ひた河川を美しくする条例【4・16・18・41】

日田市の美しく豊かな河川を浄化するため、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、河川の浄化と河川環境の保全を図ることを目的とする条例。

水源涵養（すいげんかんよう）【20・26・33】

森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の

流量を安定させる機能を持っている。また、雨水が森林土壌を通過することにより、水質が浄化される。これらの機能のことを森林の水源涵養機能という。(出典：林野庁 HP から一部抜粋)

生分解性プラスチック【30】

使用するときには従来のプラスチック同様の性状と機能を維持しつつ、使用後は自然界の微生物などの働きによって生分解され、最終的には水と二酸化炭素に完全に分解されるプラスチック(出典：国立研究開発法人国立環境研究所 HP 環境技術解説)。

清流度【19】

河川水中での水平方向の透明性を示す指標。

生物多様性【3・5・10・13・15・25・26・27・33・37】

生物多様性とは、生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。地球上には40億年という長い歴史の中で、3,000万種ともいわれる多様な生きものが生まれた。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接に、間接的に支えあって生きている。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとしている。(出典：環境省生物多様性ウェブサイト)

ゼロエミッション【13】

もともとは、平成6(1994)年に国連大学が提唱した考え方で、「あらゆる廃棄物を原材料などとして有効活用することにより、廃棄物を一切出さない資源循環型の社会システム」を意味していたが、現在では、2050年温室効果ガス実質ゼロの意味としても使用されている。

タ行

脱炭素社会【2・8・30・41】

パリ協定第4条1に規定されている「今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出量と吸収源による除去量との均衡を達成する」こと、すなわち世界全体の人為的な排出量を実質的にゼロにすること(出典：長期低炭素ビジョン 中央環境審議会地球環境部会、平成29年3月)。

地域資源リサイクルシステム【35・41】

下水道汚泥、し尿・浄化槽汚泥、生ごみ、家畜糞尿、バイオマス、一般焼却ごみ等の市内から排出される廃棄物等を地域資源として捉え、発電、たい肥利用、熱利用等へ効率的に処理するシステム。

地域循環共生圏【2・8】

各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方(環境省 HP 地域循環共生圏)。

地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）【4】

地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止することが人類共通の課題であり、全ての者が自主的かつ積極的にこの課題に取り組むことが重要であることに鑑み、地球温暖化対策に関し、地球温暖化対策計画を策定するとともに、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする法律。

適応策【30・31・33】

既に起こりつつある、あるいは今後起こりうる気候変動の影響に対処し、被害を回避・軽減する対策のこと。

伝統的建造物群保存地区【24】

昭和 50 年の文化財保護法の改正によって伝統的建造物群保存地区の制度が発足し、城下町、宿場町、門前町など全国各地に残る歴史的な集落・町並みの保存が図られるようになった。市町村は、伝統的建造物群保存地区を決定し、地区内の保存事業を計画的に進めるため、保存条例に基づき保存活用計画を定める。国は市町村からの申出を受けて、我が国にとって価値が高いと判断したものを重要伝統的建造物群保存地区に選定する。日田市内では豆田町が重要伝統的建造物群保存地区に選定されている（出典：文化庁 HP 伝統的建造物群保存地区）。

特定外来生物【15・29・33】

生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして、外来生物法によって規定された外来生物。生きているものに限られ、卵、種子、器官などを含む。同法で規定する「外来生物」は、海外からわが国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物を指す（出典：環境省 HP 外来生物法 用語集）。

ナ行

2050 年カーボンニュートラル宣言【2】

令和 2（2020）年 10 月 26 日、第 203 回臨時国会の所信表明演説において、菅義偉内閣総理大臣は「2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち 2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言した。排出を全体としてゼロとは、温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いてゼロを達成することを意味している（出典：環境省 HP 2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて）。

野焼き【16・22】

適法な焼却施設以外で廃棄物、ごみを燃やすことをいう。廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、一部の例外規定を除き、野焼きが禁止されている。

ハ行

バイオマス【16・20・30・32・35】

家畜排せつ物や生ごみ、木くずなどの動植物から生まれた再生可能な有機性資源のことをバイオマスという。バイオマス・ニッポン総合戦略においては、「本総合戦略で取り上げるバイオマスとは、生物資源（bio）の量（mass）を表す概念で、再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたものである」と定義されている。（出典：バイオマス・ニッポン総合戦略（農林水産省 平成18年3月31日閣議決定）から一部抜粋）

日田市環境審議会【6】

日田市環境保全条例に基づく審議会。環境の保全及び創造に関する基本的施策に関することなどについて調査審議を行う。（出典：日田市環境保全条例から一部抜粋）

日田市環境保全条例【4】

市域における良好な環境の保全及び創造と地球全体の環境問題に取り組むための基本理念を定め、市民、事業者及び行政の責務を明確にし、施策の基本となる事項を定めることにより、施策の総合的推進をもって、将来にわたり良好な環境を維持するとともに、市民の健康で潤いのある生活を確保することを目的とする条例。

日田市総合計画【4・5】

日田市が目指す将来像を実現するために実施する政策を明らかにし、市民と行政がまちづくりを協働して進めるための指針で、日田市の最上位計画として総合的かつ計画的な行政運営を行うための方針となるもの。

日田市地域防災計画【33】

日田市民の生命、身体および財産を災害から守り、日常生活の安全性を確保するための災害対策について、総合的に定めたもの。

日田市ポイ捨て等の防止に関する条例【16】

たばこの吸い殻、空き缶等及び飼い犬のふんの散乱の防止並びに喫煙のマナーの向上に関し、必要な事項を定めることにより、市、市民等及び事業者が協働して、安全で快適な生活環境の実現に努めるとともに、市民一人ひとりのモラル・マナーの向上を図り、もって快適で美しいまちづくりに資することを目的とする条例。

ラ行

ライフスタイルイノベーション【12・13】

持続可能な社会を実現するための環境負荷の少ない製品・サービスを提供する事業者の取組やそれ

を促す行政の施策、一人ひとりの賢い選択による社会変革。個人の取組としては、賢い選択をすることで、消費者の立場だけでなく、働き方（ワーキング）を含めた暮らし方全体を通じて環境問題や社会的課題の解決に貢献していくこともできる。

リターナブル商品【34】

ガラスびんやプラスチック製容器、金属製容器など繰り返し使用（リターナブル）される容器・包装資材を使用した商品。

レジリエント【3】

強靱（強くてしなやか）なこと。

レッドデータブック【28】

絶滅のおそれのある野生生物の解説として掲載種の生息状況等を取りまとめ編纂した書籍で、専門家による科学的・客観的評価により作成されている。レッドデータブックには、国際自然保護連合（IUCN）が作成したもの、日本が作成したもの、地方公共団体が作成したものがある。大分県では、「絶滅のおそれのある野生生物（野生動植物）」の現状とその保護の必要性について、県民や事業者の理解を深め、大分県の生物多様性の保全を図ることを目的として平成 23（2011）年 3 月に「レッドデータブックおおいた 2011」を公表している（出典：環境省 HP いきものログ、大分県 HP レッドデータブックおおいた 2011）。

